8. 南海トラフ沿いの地震に対する確率論的津波ハ ザード評価

本章では、まず、8.1節でハザードカーブ計算の 概要について説明する.そこでは、南海トラフのプ レート間地震によって発生する津波に関するハザー ドカーブ計算の基本的考え方および、特性化波源断 層モデルから計算される津波の高さ(沿岸での最大 水位上昇量)に含まれる不確かさの確率論的な取扱 いなどについて説明する.

次に,8.2節で,1サイクルで起こり得る南海トラフのプレート間地震の発生パターンの多様性を表現するために用意した,震源域の組合せと,地震の組合せについて説明する.なお,本章では南海トラフの大地震の多様性を表現するために設定された地震群をその地震規模に応じ,表8.1のように分類しハザード評価を試みる(8.3.1項参照).

表8.1 南海トラフの地震群の分類

| グループ名 | 地震群 |
|----------|------------------------|
| グループI | M8クラスの昭和・安政地震を代表とする地震群 |
| グループ II | 宝永地震を代表とする, M9までの地震群 |
| グループ III | 上記2グループの地震規模を超える最大クラスの |
| | 地震群 |

さらに 8.2 節では、震源域の組合せ1つひとつに 与える重み(相対確率)と、波源断層モデル(地震) の組合せ1つひとつに与える重みについても説明す る.8.2 節の説明は、地震調査委員会(2020)で検討 された内容とほぼ同じであるが、「最大クラスの大 地震」に伴う津波も評価に加えている点が異なる。

8.3 節で,南海トラフ海域に面する海岸に設定したハザード評価点の中から代表的な地点を選定し, その地点においてハザードカーブを計算する(選定 された代表点を今後,ハザード評価標本点と呼ぶ).

なお、本章では、特段の必要が無い限り、特性化 波源断層モデルという用語を短縮し、単に波源断層 モデルと呼ぶ.

8.1 確率論的津波ハザード評価の概要

8.1.1 地震の多様性の表現形式

「南海トラフの地震活動の長期評価」(地震調査委員会,2013)(以下,特に必要のない限り,長期評価と略)では,南海トラフで発生する*M*8クラス以上のプレート間地震(本章では,特段の必要がない限

り,これ以降,単に地震と呼ぶ)に関し,次の地震 発生サイクルで,多様な地震の発生パターンが起こ り得ると評価されている.

以下の説明では、南海トラフの*M*8クラス以上の 地震としての断層の位置・大きさ・形状のみが指定 され、断層すべりが任意の状態のものを「震源域」と 呼び、すべり分布(すべり不均質)までが指定された ものを「波源断層モデル」と呼ぶ(図8.1.1-1)(6章). 断層上端がトラフ軸に達する等の場合は、超大すべ り域を有する波源断層モデルも設定される(図8.1.1-2).



図 8.1.1-1 震源域と波源断層モデルの対応関係. この例では、上段の(a)の震源域 AB に、 12 通りの波源断層モデルが対応し、下 段の(b)の震源域 CD にも、12 通りの 波源断層モデルが対応している.

また,南海トラフの*M*8クラス以上の地震活動1 サイクル中に出現する,1つ以上の震源域からなる, 震源域の組み合わせのことを「震源域パターン」と呼 び,また1サイクル中に出現する1つ以上の波源断 層モデルからなる波源断層モデルの組み合わせのこ とを「地震パターン」と呼ぶ(図8.1.1-3). 震源域パ ターンを構成するそれぞれの震源域に対し,断層す べりの不均質性(大すべり域,背景すべり域.ある 条件を満たす場合には超大すべり域も)を設定する ことにより,それぞれの震源域パターンに対応する 地震パターン群が構築される.

長期評価では、過去の大地震の情報に基づき、現 地震発生サイクルで起こりうる震源域パターンの例 を、15種類の震源域の組み合わせとして示している. しかし長期評価でも述べているように、次の南海ト ラフの地震サイクルで必ず、その15種類の震源域 パターンのいずれか1つが起きると評価されたわけ ではない.本章では、長期評価で例示された15種 類の震源域パターン以外の、多種類の震源域パター ンを考慮し、確率論的な津波ハザード評価を行う (8.2節).



図 8.1.1-2 断層上端がトラフ軸に達している場合の震源域パターンと地震パターンの対応関係. 震源域 CE を持つ波源断層モデルが,超大すべり域を持つもの7通りを含め,全16通り存在する.



図 8.1.1-3 震源域パターンと地震パターンの対応関係. 震源域 AB を持つ波源断層モデルが 12 通り, 震源域 CD を持つ波源断層モデルも 12 通り の場合,震源域 AB と震源域 CD から構成さ れる震源域パターンに対応する地震パターン は 12 x 12 = 144 通り存在する.

8.1.2 地震の発生確率の設定

長期評価では、地震の発生がBPT (Brownian Passage Time)分布に基づく更新過程に従うと仮定し、南海トラフの*M*8クラス以上の大地震の発生確率を推定している.BPT分布に基づく更新過程を仮定すると、評価開始時点t(直近の大地震からの評価時点までの経過時間)からΔt年間の間に、次の大地震が発生する確率は、次式によって計算される.

$$P(t,\Delta t) = \frac{\int_{t}^{t+\Delta t} f(\tau) d\tau}{\int_{t}^{\infty} f(\tau) d\tau}$$
(8.1.2-1)

この式の*f*(*t*)は BPT 分布の確率密度関数で,以下 のように表される.

$$f(t) = \sqrt{\frac{\mu}{2\pi\alpha^2 t^3}} exp\left\{-\frac{(t-\mu)^2}{2\mu\alpha^2 t}\right\}$$
(8.1.2-2)

ここで、 μ は大地震の平均発生間隔、 α は発生間隔 のばらつき(aperiodicity)を示す指標である. また長期評価では,(8.1.2-1) 式および(8.1.2-2) 式 を用いて次の南海トラフ大地震の発生確率を算定す るにあたり,平均発生間隔 *μ* を以下の2通りの方法 で検討している.

1つ目は、過去発生した大地震の発生履歴から平 均発生間隔µを推定する方法である.一般に過去の 大地震の発生履歴の検討は主に歴史史料に基づいて おり古い地震ほど信頼性が低くなる.このため長期 評価では、平均発生間隔µを求める際に現在からど のくらいまで地震履歴を遡るか等について5種類の 異なるケースについて検討している.

2つ目は、過去3回の南海地震による高知県室津 港での地震時隆起量の履歴に時間予測モデルを適用 し (Shimazaki and Nakata, 1980), 直近の地震 (1946 年南海地震)から次の大地震までの発生間隔を 88.2 年と推定,これを平均発生間隔 μ と見なす方法を検 討している.

本研究では、「全国地震動予測地図 2014 年版」(地 震調査委員会、2014)の考え方と同様に、上記の方 法のうち2つめの時間予測モデルを適用して推定 された次の地震までの発生間隔 88.2 年を平均発生 間隔 μ として用いる.また、長期評価では、ばらつ き α について様々な観点で検討し、結果として 0.20 ~ 0.24 が適当であると考えている.本研究では、 「全国地震動予測地図 2014 年版」(地震調査委員会、 2014)の考え方と同様に、ばらつき α を幅を持った 値として扱うことはせず、 α = 0.22 (0.20 と 0.24 の中 央の値)とした.

平均発生間隔 μ = 88.2 年, ばらつきa = 0.22 を (8.1.2-2) 式に代入し BPT 分布の確率密度関数を決 定のうえ,評価開始時点t = 2020 年 1 月 1 日午前 0 時ちょうどから Δt = 30 年間に次の南海トラフの大 地震が発生する確率を(8.1.2-1) 式を用いて計算する と,30 年発生確率 P = 74.3% が得られる.本研究で は,この 30 年発生確率の値を用いて確率論的な津 波ハザード評価を行う.

8.1.3 計算された最大水位上昇量の確率論的取扱い

本章では、長期評価で検討された BPT 分布に基 づく更新過程を仮定して計算された次の南海トラフ の大地震の30年発生確率74.3%(評価開始時点2020 年1月1日)を用いて、津波ハザードカーブ(以下、 単にハザードカーブと省略)を計算する. すなわち、 本章で計算されるハザードカーブは,長期評価され たタイプの南海トラフ大地震が起きた場合の条件付 きハザードカーブに,30年発生確率74.3%を掛け 合わせたハザードカーブに相当する.

長期評価で評価されていない種類の地震,例えば 背景的地震活動等,によって発生する津波は本研究 では取り扱わない.長期評価で評価されていない種 類の地震によって発生する津波を含めた総合的な津 波ハザード評価は,本研究である「研究資料第一部」 ではなく,今後刊行される予定の「研究資料第二部」 などで取り扱う.

本章では、長期評価に基づき、南海トラフ沿いで 発生する M 8 クラスから最大クラスのプレート間地 震から生じる津波を確率論的に評価する. M 8 クラ スから最大クラス(すなわちグループ I, グループ II, およびグループ III)のプレート間地震の多様性 を表現するために、6 章において 83 種類の震源域と、 これに対応する 3,480 種類の波源断層モデルを考え た. その結果、180 種類の震源域パターンと、それ に対応する 916,669 種類の波源断層モデルの組合せ パターン(本章では「地震パターン」と呼ぶ)が用意さ れた. これについては 8.2 節で詳しく説明する.

地震調査委員会(2020)の確率論的津波ハザード評価では、その評価対象から最大クラスの地震群(グループIII)を除き、M8クラスの昭和・安政地震を 代表とするグループIの地震群から、宝永地震を代 表とする、M9までの地震群を評価対象としている. すなわち、本章の確率論的津波ハザード評価が対象 としている地震群と、地震調査委員会(2020)の評価 対象の地震群が異なっている.なお、地震調査委員 会(2020)と同一の地震群を対象とした確率論的な津 波ハザード評価については、本研究資料の付録(研 究資料第一部 第439号 付録編)で詳しく解説されて いるので、そちらを参照されたい.

すべての地震パターンから計算された多数の最大 水位上昇量の値を確率論的に積算する際の考え方に ついて説明する:現在の南海トラフの地震サイクル では、916,669 種類の地震パターンの中のいずれか 1つ(で近似できる波源断層モデルの組合せ)だけが 実際に出現し、残りの916,668 種類の地震発生パター ンは実際には出現しないと考えられる.同様に、現 在のサイクルでは、180 種類の震源域パターンの中 のいずれか1つ(で近似できる震源域の組合せ)だけ が実際に出現し,残りの179種類の震源域パターン は実際には出現しないと考えられる.すなわち,地 震パターンそれぞれはお互いに排反の関係にあり, 震源域パターンそれぞれもお互いに排反の関係にあ ると考える.これを数式で表現すると以下のように 表される.

或るハザード評価点において,評価開始時点t(直 近の大地震からの評価時点までの経過時間)から Δt 年間の間に,次の南海トラフの大地震が南海領 域と東海領域にまたがって1つの地震として発生す るか,あるいは,2つ以上の近接した地震として続 発して起きる場合,そのような地震活動によって発 生するであろう最大水位上昇量Hが或る閾値hを 超える確率(超過確率) $P(H > h; \Delta t)$,すなわちハザー ドカーブ,は以下のように表現される.

$$P(H > h; \Delta t) = P(t, \Delta t) \sum_{k} W(Q_k) P(H > h|Q_k)$$

$$(8.1.3-1)$$

ここで、 $W(Q_k)$ は k 番目の地震パターン Q_k の相対 重み(相対的な起こりやすさ)、 $P(H > h|Q_k)$ は、次 の南海トラフの大地震が k 番目の地震発生パターン Q_k として出現する場合に、或るハザード評価点で、 最大水位上昇量 H が或る閾値 h を超える条件付き の超過確率、 $P(t, \Delta t)$ は評価開始時点 t (直近の大地 震からの評価時点までの経過時間)から Δt 年間の間 に次の南海トラフの大地震が発生する確率で、8.1.2 項で説明したように、本研究では t = 2020年1月1 日午前 0 時ちょうど、 $\Delta t = 30$ 年に固定し、 $P(t, \Delta t)$ = 74.3%を与える.地震パターン毎の相対重み $W(Q_k)$ については 8.2 節で詳しく説明する.

ここで, (8.1.3-1) 式の右辺の $P(H > h|Q_k)$ の計算 について説明する:まず, k番目の地震パターン Q_k は1つ以上の波源断層モデル E_{jk} ($j=1, \cdots j_{max}$) によっ て構成されているとする.ただし, j_{max} は1以上の 整数値で, kの関数である.もしも1サイクルの地 震活動として k番目の地震パターン Q_k が出現した 場合, Q_k を構成するすべての波源断層モデル E_{jk} (j=1, $\cdots j_{max}$) はそれぞれ時間差をおいて起きなければいけ ない.

本章では、*j_{max}* 個の波源断層モデル *E_{jk}* (*j*=1,…*j_{max}*) によって或るハザード評価点に対して計算された 最大水位上昇量 *H* は確率的に独立であると考え、

$$P(H > h|Q_k)$$
を以下のように計算する

$$P(H > h | Q_k) = 1 - \prod_{j=1}^{j_{max}} \{ 1 - P(H > h | E_{jk}) \}$$
(8.1.3-2)

ここで, $P(H > h| E_{jk})$ は波源断層モデル E_{jk} (で近似 できる地震)が起きた場合に,当該ハザード評価点 において,津波の高さ(最大水位上昇量)Hが或る閾 値hを超える条件付きの超過確率である.なお,条 件付きの超過確率 $P(H > h| E_{jk})$ を求める場合に,最 大水位上昇量の不確かさをどのように考慮している かについては 8.1.5 項で説明する.

 j_{max} に関していくぶん具体的に説明を加える.例え ば、次の南海トラフの大地震が、(a)南海領域と東海 領域の双方でほぼ全域にわたり1地震として発生す る場合は j_{max} =1,(b)2つの地震として発生する場合 は j_{max} =2,(c)3つ以上の地震として発生する場合は, j_{max} =3 あるいは4あるいは5となる.本研究資料(第 一部本編)の震源域パターンは、最大クラスの地震群 (グループIII)を除き、地震調査委員会(2020)のそれ と等価であり、本研究資料(第一部本編)の確率論的 な津波評価の想定では j_{max} は最大で5である.

8.1.4 最大水位上昇量の補正

6章では, 地震モーメント *M*₀ と断層面積 *S* の間に, 標準的なスケーリング則 (平均応力降下量 3.0 MPa に相当) が成立していると考え, 波源断層モデル群 を構築した. そして, その波源断層モデル群を用い て, 7章で説明した津波伝播遡上計算方法に基づき, 沿岸での最大水位上昇量の計算を行った.

本章では、長期評価で用いられている、次の南海 トラフの大地震の地震規模 *M*_w(したがって *M*₀)と断 層面積 *S*の関係に適合するように、6章で用いたス ケーリング則を調整することにした(平均応力降下 量を 2.6 MPa に変更).

実際には、調整後のスケーリング則にしたがって 波源断層モデル群を再構築することはせずに、11章 で説明する、応力降下量比と沿岸の最大水位上昇 量の変化率の間の準線形的関係を用いて、7章で計 算された最大水位上昇量に対して補正を行った.こ の準線形関係を適用すれば、応力降下量 2.6 MPa の 時の最大水位上昇量は、応力降下量 3.0 MPa の時の それの概ね 0.885 倍に相当する.7章で計算された 最大水位上昇量の値にこの係数を掛けることで補正 を行った.

8.1.5 計算された最大水位上昇量の不確かさ

5.3 節で説明したように,津波伝播遡上に関する 支配方程式を数値的に解いて得られる津波高さには 必ず誤差が含まれている.この誤差は主に,

- 数値計算を行うために支配方程式を差分化した ことによる誤差,
- 数値計算において境界条件を差分化して取り入れたことによる誤差,
- ・地形モデルを作成するときに用いた水深・標高 データそのものの精度,
- 水深・標高データを離散化して計算用の地形モデルを作成する場合の離散化誤差,

などに関係していると考えられる.しかし,一般に, このように様々な誤差要因それぞれを解析的に扱う ことは不可能である.本章では,これらの誤差を偶 然的ばらつきとしてひとまとめに扱うこととし,計 算誤差と呼ぶ.

一般に,確率論的アプローチにおいては,津波伝 播遡上の支配方程式を数値的に解いて求められる最 大水位上昇量の計算値は上述の様々な要因から生じ た不確かさを含む確率変数であり,真の値はその計 算値の回りに或る確率密度で分布していると考え る.本章では,この確率変数としての最大水位上昇 量 x の確率密度関数 f(x)を以下の式のように対数正 規分布で近似できると考える(5.3.2 項参照).

$$f(x) = \frac{1}{\sqrt{2\pi\sigma}x} exp\left\{-\frac{(\ln x - \lambda)^2}{2\sigma^2}\right\}$$
(8.1.5-1)

ここで、 λ はxの中央値(すなわち最大水位上昇量の 計算値)の自然対数、 σ は計算誤差によるばらつきの 自然対数標準偏差で、5.3.2項で検討した常用対数 標準偏差 $\sigma_{計算誤差} = 0.15$ を自然対数標準偏差に変換 した値を用いる.

確率論的アプローチによってハザードカーブを 求める場合,(8.1.3-2)式の右辺の条件付き超過確率 $P(H > h| E_{jk})$ は,実際には津波遡上伝播の支配方程 式を数値的に解いて得られる最大水位上昇量の計算 値に対して計算誤差を考慮して得られる,(8.1.5-1) 式で表される確率密度関数を持った,確率変数とし ての最大水位上昇量を用いて計算される.

したがって,波源断層モデル E_{jk} (で近似できる地震)が起きた場合,或るハザード評価点において, 最大水位上昇量 $H(E_{jk})$ が或る閾値hを超える条件付 き超過確率 $P(H > h | E_{jk})$ は,計算誤差によるばらつ きを対数正規分布でモデル化し,以下のように表現 される.

$$P(H > h|E_{jk}) = 1 - \Phi\left(\frac{h}{H(E_{jk})}\right) \qquad (8.1.5-2)$$

ここで, Φ(*x*) は (8.1.5-1) 式で表現された対数正規分 布の累積分布関数である.

8.2 想定する震源域パターン

次の地震サイクルにおいて、今後起こり得る南海 トラフの大地震の多様性を表現するために、本章で は、多種多様の震源域パターン(震源域の組合せ)を 用意した.本節ではそれについて説明する.なお、 ここでは1つの地震サイクルを、南海トラフの大地 震の発生時から次の大地震が発生する直前までの期 間と定義し、用いることとする.

「南海トラフの地震活動の長期評価」(地震調査委員会,2013)(以下,特に必要のない限り,長期評価と略)では15種類の震源域パターンが例示されている.本研究では,南海トラフの地震の多様性をさらに表現するため,例示された15種類以外の震源域パターンについてもハザード評価に組み込むこととする.

<震源域を表す記号>

なお,本節以降の説明において,震源域を簡便に 示すため,以下のような記号を用いる.例えば,

- ・走向方向(トラフ軸と平行方向)にA領域とB領域が同時に破壊,かつ,傾斜方向(トラフ軸と直交方向)に中部のみが破壊する震源域をABm,
- ・走向方向にA領域,B領域,C領域およびD領 域が同時に破壊,かつ,傾斜方向に浅部と中部 が破壊する震源域をADsm,
- ・ 走向方向にA領域,B領域,C領域,D領域および, E領域が同時に破壊,かつ傾斜方向に浅部,中部, 深部が同時に破壊する震源域をAEall,

などのような記号を導入する.ここで,英小文字 の「s」は浅部領域(shallow region),「m」は中部領域 (middle region),「d」は深部領域(deep region)の破壊 であることを意味し,例えば「sm」は浅部と中部の両 領域の破壊,「all」は地震発生帯の傾斜方向の浅部, 中部,深部全部に破壊が及ぶことを示す.

8.2.1 次の地震サイクル

長期評価では、1 サイクル中に起こり得る震源域 パターンを表現するために、図 8.2.1-1 のように、 南海トラフ沿いで発生するプレート間地震の地震発 生領域を、トラフ軸に沿う方向に6つ、トラフ軸に 直交する方向に3つ、計6×3=18領域に分割し、こ れらの領域の組合せとして、震源域を表現している. また,長期評価では,南海トラフ沿いのプレート 間地震の1サイクル中に起こり得る震源域パターン として,南海領域と東南海領域等(トラフ軸に沿う 方向の区分で A~D を含む領域)が1地震として同時 に破壊する場合と,南海領域と東南海領域等それぞ れが,時間差をおいて,2地震として破壊(BとC の境界で分かれて別地震として破壊)する場合を例 示している(図 8.2.1-2).これは,過去実際に起きた ことのある大地震の震源域や発生パターンが,現サ イクルでも起きる可能性が高いと考えているからで ある.



図8.2.1-1 南海トラフ沿いで発生するプレート間地震 の地震発生帯の領域区分(地震調査委員会 (2013)に加筆).

本節では,地震調査委員会(2020)の震源域パター ン設定についての考え方に従い,

- 1サイクル中に発生する地震の数が3つ以上の 場合も考慮する、
- いくつかの地震が時間差をおいて別々に発生する場合、震源域の境界を、過去の地震でくり返しているように、BとCの間に限定しないで、他の区分け境界でも震源域が接することを許す、
- 1サイクルの中で必ず南海領域と東南海領域等
 (トラフ軸に沿う方向の区分でA~Dを含む領域)が破壊する,

という3つの条件を設定し,長期評価で例示された 15 種類の震源域パターン以外に165 種類の震源域 パターンを新たに用意した.結果として,計180 種 類の震源域パターンを作成し震源域の組合せの多様 性を表現することにした(8.2.5 項で全180 種類の震 源域パターンを説明する).

8.2.2 E 領域の破壊

E 領域の破壊パターンとして以下の3つの場合を 考える. トラフ軸に沿う方向の領域区分として,

(a) D 領域の破壊と同時に E 領域も破壊する場合,

- (b) D 領域と E 領域の境界で震源域が分かれ, E 領 域が別の地震として破壊する場合,
- (c) E 領域では破壊が発生しない場合.

なお,(b)のD領域とE領域の境界で震源域が分かれ,E領域が別の地震として破壊する場合,E領域の破壊として傾斜方向の浅部領域(Es)のみが破壊するパターンは考慮しないこととする.この理由は,図8.2.1-1に示された18領域の中でEs領域の面積が極端に小さいため,Es領域を震源域とする地震の規模がM6程度にしかならず,長期評価(地震調査委員会,2013)で評価対象となった,「M8~M9クラスの大地震」と見なすことはできないと考えたからである.

| | 22.5 | | | 推定的 | 夜话 咳 | <u></u> | | スケーリング則 |
|-------|-------------|---|-----|-----|------|---------|---|-----------|
| | Der C | Z | A | 8 | C | D | E | 推定されるM |
| 1 | 浅蒜 | - | - | | | | | |
| | 中部 | | | | | | | 8.8 |
| - I | (19)5 | - | | | | | | |
| | 245.102 | - | 1 | | | - | - | |
| 1 | LL OF | - | | - | 12 | | | 0.0*1 |
| - | 200 | - | | | | | | 9.0 |
| | (%ID) | | | | | | _ | - |
| 1 | 茂湯 | | | | 1 | - | - | 1 |
| 1 | 中部 | | 1.0 | | | | | 9.0 |
| | 認知 | | | | | | | |
| | 18.04 | - | | | | - | | |
| | (1)(0) | - | - | | | | | 9.1** |
| | 深部 | | - | | | | | 2007 |
| | 141 100 | - | - | - | | _ | | |
| | (人)湯 | - | | | - | | - | 0.7 |
| ł | 19:00 | - | | | | | | 0.7 |
| | | | | | | | | |
| 海·南海地 | 浅部 | - | 1 | | | | | |
| が運動する | 中澤 | - | | | - | _ | _ | 8.9 |
| 3-2 | 係部 | + | | | | | | |
| | 浅泥 | - | 1 | | | | | |
| 1 | 中部 | | | 1 | | | | 8.8 |
| 1 | 読録 | | / | | | | | 0.000 |
| 1 | | | | | | | | |
| | 2275 | - | - | | | | | |
| - | -11 10p | | | | | | | |
| | (\$172 | + | - | | | | | |
| | 浅部 | - | - | | | | | |
| | 中部 | | | | | | | 8.7 |
| 1 | 梁郃 | | | | | - | | |
| | Ma dan | | | | | - | - | |
| | <u>2675</u> | - | - | | | | | |
| | 漢部 | - | | - | | | | 0.0 |
| 1 | | | | | 19 | | 1 | |
| | 浅澤 | | | 8a | 10 | | | 1226 |
| | 中間 | - | | | | | | 8,4 |
| | 14135 | - | | | | | | |
| | 我務 | | | | | | _ | 1.000.000 |
| 1 | 中部 | | | 1 | | | | 8.7.8.3 |
| | 意思 | - | | | | | | |
| | 16.05 | | | | | | | |
| 海・南海地 | 中国 | | | 1 | | | | 8.5, 8.3 |
| の2地震が | 漢部 | | | | | | | 100.00 |
| 間差をおい | | | | | | | | |
| 発生するパ | 浅部 | | - | - | | 0 | - | |
| | 19.02 | | | | | | - | 6.7. 62 |
| | 14109 | 1 | - | - | 2 | | - | |
| 1 | 浅部 | | | | | | 1 | |
| | 中部 | | | | | | | 0.5, 8.2 |
| | 100.000 | 1 | | | | | | |

図8.2.1-2 長期評価で例示された,南海トラフの大地震の 15 種類の想定震源域.水色または青色で塗ら れる一連の領域が,地震を同時に発生させると 想定される震源域(地震調査委員会, 2013).

8.2.3 Z 領域(日向灘領域)の破壊

Z 領域(日向灘領域)の破壊パターンとして以下の 2 つを考える.

(a) A 領域の破壊と同時に Z 領域も破壊する場合,

(b) Z 領域では破壊が発生しない場合.

なお,長期評価では,Z領域だけの単独の破壊に ついて評価していないため,本研究資料(第一部本 編)でも,これを取り扱わないこととする.Z領域 だけの単独の破壊については,日向灘等の地震活動 の長期評価(地震調査委員会,2004)を踏まえ,本研 究とは別の確率論的津波ハザード評価において,日 向灘の地震活動の一部として取り扱う予定である.

8.2.4 傾斜方向の破壊

長期評価では、南海トラフの大地震として深部の みの破壊は起きない、と考えている.本章では、長 期評価の考え方に従い、傾斜方向の破壊パターンと して以下の5つを考える.

- (a) 中部のみ(m),
- (b) 浅部+中部(sm),
- (c) 中部+深部(md),
- (d) 浅部のみ(s).
- (e) 浅部+中部+深部(all).

なお,()内は8.2の<震源域を表す記号>で説明 された震源域の傾斜方向の破壊範囲を示す.また, 前述の通り浅部のみの破壊パターンのうち,E領域 の浅部領域(Es)のみの破壊は考慮しないこととす る.

また,傾斜方向の浅部,中部,深部にわたる破壊 は,走向方向に少なくともA領域からD領域まで が同時破壊する「最大クラスの地震」(グループIII) の場合にのみ出現すると考え,以下の4つの震源域 パターンのみを考慮する.

- ADall,
- · ZDall,
- · AEall,
- ZEall

8.2.5 設定した震源域パターン,地震パターンのま とめ

8.2.1 項~8.2.4 項の設定条件を満足する震源域, 波源断層モデル,震源域パターンおよび,地震パター ンの総数を表8.2.5-1 に示す.また,8.2.1 項~8.2.4 項の設定条件を満足する震源域の種別と,各震源域 に含まれる波源断層モデルの数を表8.2.5-2 に示す.

図 8.2.5-1 に,8.2.1 項~8.2.4 項の設定条件を満足 する震源域パターン図を,配分された重みおよび当 該パターンに含まれる地震パターン(波源断層モデ ルの組合せパターン)のケース数とともに示す.地 震パターンの数が90万以上と膨大なため,地震パ ターン図の一覧は作成していない.

表 8.2.5-1 本章で設定した,南海トラフ沿いの大地震 の震源域,波源断層モデル,震源域パターン, および,地震パターン

| 種別 | 数 量 | 備考 |
|---------|---------|---|
| 震源域 | 83 | 断層の位置・大きさ・形状のみが指 定され,すべり不均質が未指定のも の |
| 波源断層モデル | 3,480 | 震源域にすべり不均質が指定された もの |
| 震源域パターン | 180 | 1つ以上の震源域の組合せ |
| 地震パターン | 916,669 | 1つ以上の波源断層モデルの組合せ |

表 8.2.5-2 南海トラフの確率論的津波ハザード評価で 考慮した震源域の種類および,各震源域に 含まれる波源断層モデル数

| 震源域 | モデル | 震源域 | モデル | 震源域 | モデル |
|-------|-----|------|-----|-----|-------|
| | 数 | | 数 | | 数 |
| ZEm | 150 | BDm | 114 | Bmd | 6 |
| ZEmd | 20 | ZBmd | 4 | Cmd | 6 |
| ZEsm | 124 | ACmd | 58 | Dmd | 6 |
| ZEall | 115 | BDmd | 40 | Emd | 3 |
| AEm | 150 | CEmd | 4 | Asm | 10 |
| AEsm | 119 | ZBsm | 16 | Bsm | 10 |
| ZDm | 150 | ACsm | 89 | Csm | 11 |
| ZDsm | 119 | BDsm | 86 | Dsm | 10 |
| ADm | 151 | CEsm | 16 | Esm | 10 |
| ADsm | 114 | ZAm | 12 | ZEs | 42 |
| ADs | 42 | BCm | 86 | AEs | 42 |
| ZBm | 12 | DEm | 9 | ZDs | 42 |
| CEm | 12 | ZAmd | 9 | ZBs | 6 |
| ABm | 12 | ABmd | 9 | CEs | 6 |
| CDm | 12 | BCmd | 39 | ABs | 6 |
| ZDmd | 28 | CDmd | 6 | CDs | 6 |
| AEmd | 40 | DEmd | 6 | ZCs | 24 |
| ZDall | 115 | ZAsm | 15 | BEs | 30 |
| AEall | 117 | ABsm | 15 | ACs | 24 |
| ZCm | 113 | BCsm | 61 | BDs | 30 |
| BEm | 114 | CDsm | 15 | ZAs | 6 |
| ZCmd | 28 | DEsm | 10 | BCs | 18 |
| ADmd | 58 | Am | 6 | DEs | 4 |
| BEmd | 28 | Bm | 9 | As | 4 |
| ZCsm | 86 | Cm | 9 | Bs | 4 |
| BEsm | 88 | Dm | 6 | Cs | 3 |
| ADall | 116 | Em | 6 | Ds | 4 |
| ACm | 113 | Amd | 6 | 合計 | 3,480 |

| 1. 44 | アース取 | 150 | 1,017 | 144 | 972 | 1.368 | 9,288 | 1.296 | 8,748 | ケース数 | 119 | 860 | 240 | 1,760 | 1,290 | 9,150 | 2,250 | 16,500 | ケース数 | 174 | 1,044 | 162 | 972 | 720 | 4,212 | 648 | 3,888 |
|--|-------------------|---|---|--|------------------|---|--|---|---|---|---|---|--|--|--|--|-------------------|--|--|--|--|--|-----------------|---|--|--|---------------------------|
| 10.4 | 414 | 0.0063 | 0.0063 | 0.0029 | 0.0029 | 0.0063 | 0.0029 | 0.0029 | 0.0029 | 重み | 0.0006 | 0.0006 | 0.0003 | 0.0003 | 0.0003 | 0.0003 | 0.0003 | 0.0003 | 化亚 | 0.0063 | 0.0003 | 0.0003 | 0.0003 | 0.0003 | 0.0003 | 0.0003 | 0.0003 |
| 最大 | Mw | 8.8 | 8.7 | 8.6 | 8.6 | 8.5 | 8.5 | 8.5 | 8.5 | 做大 | 0.6 | 8.9 | 8.8 | 8.8 | 8.7 | 8.6 | 8.6 | 8.6 | 最大 Mw | 8.9 | 8.8 | 8.7 | 8.7 | 8.7 | 8.5 | 8.5 | 8.5 |
| Anna | 140 Z A B C D E | 33 段前 1 1 1 | 34 26 26 26 26 26 26 26 26 26 26 26 26 26 | 35 246 | 36 位置 | 37 24版 1 1 | 38 258 | 39 25日 | 40 2部 1 | (第2) (10) (10) (10) (10) (10) (10) (10) (10 | 73 存服 | 74 24 24 24 24 24 24 24 24 24 24 24 24 24 | 75 登職 1 1 1 | 76 登職 1 1 | 77 項紙 | 78 世間 | 79 後前 | 80 <u>248</u> | R3 Z A B C D E | 113 2011 | 114 改派 | 115 24部 | 116 世話 | 117 夜殿 | 118 25年 | 119 2番 | 120 提載 |
| | × 80 | 0 | | 4 | | 88 | 32 | 96 | 32 | ス数 | 9 | 8 | 20 | 8 | g | 8 | 00 | 000 | ス数 | _ | | | 4 | | 5 | 4 | 96 |
| 4 | 6 | 3 15 | 3 67 | 9 14 | 9 64 | 9 1.36 | 9 6,19 | 9 1.29 | 9 5,8; | -4- | 3 1.1 | 3 8,9(| 3 2,25 | 3 16,5 | 3 8,6(| 3 61.0 | 3 15,0 | 3 110.0 | -4 | 3 40 | 3 34 | 96 | 3 32 | 6 16 | 3 1.40 | 3 14 | 3 1.29 |
| - 0 | 単な | 0.006 | 0.006 | 0.0029 | 0.0029 | 0.0029 | 0.0029 | 0.0029 | 0.0029 | 重み | 0.006 | 0.000 | 00000 | 0.000 | 0.000:0 | 0.000:0 | 0.000 | 0.000 | 重行 | 0.006 | 0.000.0 | 0.0169 | 0.000 | 0.000 | 0.000 | 0.000.0 | 0.000:0 |
| 最大 | MW | 8.8 | 8.7 | 8.6 | 8.6 | 8.5 | 8.5 | 8.5 | 8.5 | 放火 | 8.9 | 8.8 | 8.7 | 8.7 | 8.7 | 8.5 | 8.5 | 8.5 | AK X Mw | 8.9 | 8.8 | 8.7 | 8.7 | 8.7 | 8.5 | 8.5 | 8.5 |
| 34,658 | (8.3 Z A B C D E | 25 PR | 26 中部 | 27 466 1 | (長間) 中間 諸関 | (1988) 1988 | 30 時間 | <u>1988</u> 31 中国 | 32 (14)(15)(14)(14)(14)(14)(14)(14)(14)(14)(14)(14 | (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) | 3位的 10日 10日 10日 10日 10日 10日 10日 10日 10日 10日 | 66 中間 | 67 (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) | 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 | 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 | 70 平岡 | 71 24版 1 | 72 72 280 | (成古) <u>2 A B C D E</u> | 105 段倍 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 | 105 元前 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 | 10/ 段俗 | 108 漢約 1 | 201 201 201 201 201 201 201 201 201 201 | 11U 我約 中部 或部 | 111 118 中部 直接 | 112 代約 中部 支約 |
| - 10 ¹ | 家人 | 906 | 4,068 | 864 | 3,888 | 4.104 | 18,576 | 3.888 | 17,496 | ース数 | 119 | 890 | 240 | 1,650 | 880 | 6,100 | 1,600 | 11,000 | イース数 | 58 | 348 | 54 | 324 | 240 | 1,404 | 216 | 1,296 |
| db m. 1 | 里~~ 2 | 0.0677 | 0.0029 | 0.0029 | 0.0029 | 0.0029 | 0.0029 | 0.0029 | 0.0029 | 重み 5 | 0.0063 | 0.0003 | 0.0169 | 0.0003 | 0.0006 | 0.0003 | 0.0003 | 0.0003 | 重み 5 | 0.0063 | 0.0003 | 0.0169 | 0.0003 | 0.0003 | 0.0003 | 0.0003 | 0.0003 |
| 最大 | Mw | 8.7 | 8.6 | 8.5 | 8.5 | 8.5 | 8.3 (| 8.3 | 8.3 | 准大 Mar | 8.9 | 8.8 | 8.7 (| 8.7 | 8.7 0 | 8.5 | 8.5 | 8.5 (| 飛天 Mar | 8.9 | 8.8 | 8.7 | 8.7 | 8.7 | 8.5 | 8.5 (| 8.5 (|
| 34/M/38 | 18-5 Z A B C D E | 17 韓約 | 18 夜島 西島 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 | 19 中部 一 | 20 模版 1 20 | 21 21 21 21 21 21 21 21 | 22 高階 22 高階 | 23 英語 5 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 | 24 (ki) 24 (ki) 26 | | 57 (10) (10) (10) (10) (10) (10) (10) (10) | 58 | 59 48 | 60 世間 | 61 <u> 成成</u> <u> 成成</u> <u> 成成</u> | 62 <u> 48</u> 48 48 48 48 48 48 48 | 63 里島 | 6d 译版 2章 | 「成ら <mark> </mark> | 26 第5 | 98 中部 | 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 100 | 100 時間 1 100 時間 | 101 中部 201 | 102 換約 | 103 (2011) (2011 | 104 108 104 108 |
| L 34. | ケース数 | 150 | 1,017 | 144 | 972 | 684 | 4,644 | 648 | 4,374 | ケース数 | 114 | 890 | 225 | 1,650 | 860 | 6,100 | 1,500 | 11,000 | ケース数 | 1,190 | 8,600 | 2,400 | 17,600 | 12.900 | 91,500 | 22,500 | 165,000 |
| | 11.4 | .0677 | .0029 | .2032 | .0029 | .0063 | .0029 | .0029 | .0029 | 重み | .0063 | .0003 | .0169 | .0003 | .0003 | 5000. | .0003 | .0003 | 毛油 | 9000. | .0006 | :0003 | .0003 | .0003 | .0003 | .0003 | .0003 |
| 最大 | Now | 8.7 0 | 8.6 | 8.5 | 8.5 0 | 8.5 0 | 8.3 0 | 8.3 | 8.3 | · · · · · · · · · · · · · · · · · · · | 8.9 | 8.8 | 8.7 0 | 8.7 0 | 8.7 0 | 8.5 0 | 8.5 0 | 8.5 0 | RE K Mar | 9.0 | 8.9 0 | 8.8 | 8.8 | 8.7 0 | 8.6 | 8.6 0 | 8.6 0 |
| Nillin | 180 Z A B C D E | 9 (200) | 10 (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) | 11 485 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 | 12 位置 12 位置 | 13 23 28 28 28 28 | 14 韓約 14 | 15 <u>218</u> | 16 現約 開約 関約 | (※2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 | 49 位置 | 50 256 | 51 位置 | 52 <u>改版</u> 32 | 53 中間 南間 | 54 488 1 | 55 日本 日本 日本 | 56 22K | 図ら 2 A B C D E | 89 印刷 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 | 90 夜崩 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 | 91 <u>9版</u> 91 9版 | 92 | 93 改成 93 (支援) | 94 根本 | 95 東原 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 | 96 |
| -1.61 | 一人数 | 151 | 578 | 144 | 548 | 584 | 960 | 548 | 916 | | 900 | 068 | 364 | 888 | 208 | .152 | 776 | .992 | 一ス数 | 124 | 360 | 256 | 760 | 320 | 150 | 400 | ,500 |
| 1 | 4 | 17 1 | 29 E | 32 1 | 29 6 | 29 6 | 29 3, | 29 6 | 29 2, | 4 4- | 63 | 63 4. | 29 8 | 29 3. | 29 8, | 29 37 | 29 7. | 29 34 | 4 4 | 06 1 | 3 90 | 03 2 | 03 1. | 06 1. | 03 9. | 03 2, | 03 16 |
| a de la de l | W H | 7 0.06 | 6 0.00 | 5 0.20 | 5 0.00 | 6 0.00 | 3 0.00 | 3 0.00 | 3 0.00 | A. W. | 8 0.00 | 2 0.00 | 6 0.00 | 6 0.00 | 5 0.00 | 5 0.00 | 5 0.00 | 5 0.00 | ب ش | 0 0.00 | 9 0.00 | 8 0.00 | 8 0.00 | 7 0.00 | 6 0.00 | 6 0.00 | 6 0.00 |
| With The State | 180 Z A B C D E M | 1 400 1 8. | 2 空話 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 | (3) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1 | 4 改成 8. | 5 2010 20 | 6 (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) | 7 (100 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 | 8 900 000 000 000 000 00 00 00 00 00 00 0 | (法) 2 (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) | 41 41 26版 1 8 | 42 2時 1 8 | 43 (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) | 44 (10) (10) (10) (10) (10) (10) (10) (10) | 45 (10) (10) (10) (10) (10) (10) (10) (10) | 46 268 8 8 | 47 (a) 8. | 48 48 2011 20 | (25 A B C D E M | 81 81 81 1 1 1 1 9. | 82 項前 成前 第 8 | 83 446 100 100 10 10 10 8 | 84 項指 1 8 84 | 85 <u>改版</u> 28. 28. 28. 28. 28. 28. 28. 28. 28. 28. | 86 現前 88 28 28 28 28 28 28 28 | 87 课版 8. | 88 世間 88 |

研究資料第 439 号 第一部 本編 8.2 想定する震源域パターン

図 8.2.5-1 南海トラフの確率論的津波ハザード評価で考慮した震源域パターンと,その重みの一覧(1/2)

| 重み | 0.67% | 0.03% | 1.78% | 0.03% | 0.06% | 0.03% | 0.03% | 0.03% | | | | | | | | | | | |
|--------------|------------------|----------------|--|---|--|--|--|--|---|------------|---|-----------------------|--|----------|--------------------|---------------------------------|--|---|---|
| 最大 Mw | 8.4 | 8.3 | 8.2 | 8.2 | 8.2 | 8.1 | 8.0 | 7.9 | | | | | | | | | | | |
| 9 | | - | | | | - | | | | | | | | | | | | | |
| 調道城 B C | | | | | - | | | | | | | | | | | | | | |
| ¥ 4 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| わ居 | 编编编 紀子朗 | 周辺 田田 田田 | 決部 行協定 | 造設 開設 | 化 化 加 加 加 加 加 加 加 加 加 加 加 加 加 加 加 加 加 加 | 浅能 使能 | 洗涤 供給 | 法统 中国 | | | | | | | | | | | |
| | 153 | 154 | 155 | 156 | 157 | 158 | 159 | 160 | | | | | | | | | | | |
| 重み | 0.67% | 0.03% | 1.78% | 0.03% | 0.03% | 0.03% | 0.03% | 0.03% | | | | | | | | | | | |
| 最大 Mw | 8.4 | 8.3 | 8.2 | 8.2 | 8.2 | 8.1 | 8.0 | 7.9 | | | | | | | | | | | |
| 4 0 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| を 割除 C | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 19 A | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 8 | 總維援 | 超編編 | 建建成 | 調調 | 建建筑 | 编编辑 | 道路道 | 施 | | | | | | | | | | | |
| .92 | 145 🛱 | 146 2 | 147 14 | 148 | 149 | 150 | 151 | 152 | | | | | | | | | | | |
| 私 | 06% | %90 | 03% | 03% | 03% | 03% | 03% | 03% | | 我办 | 19% | 19% | 19% | 19% |] | | | | |
| to the | 0.0 | 0 6. | .8 0. | .8 0. | .7 0. | 17 0. | 1 0. | .7 0. | 2 | the B | .1 1. | .0 1. | .1 1. | .0 1. | | | | | |
| R K | 5 | | | | | | | | | R A | 6 | G | 5 | 5 | | | | | |
| C D | | | - | | - | | - | | | ONE D | | | | | | | | | |
| A R | | | - | - | | | | | | A B | | | | | | | | | |
| N. | 1 | interest of | adata a | - | 10000 | a sa sa | 1010 | 10 10 10 | 2 | Z | 000000 | 10100 | od and set | 10112120 | | | | | |
| 斑 | 37 型 | 38 | 39 | 40 <u>18</u> | 41 四 | 42 周 | (43 (1) | 44 101 | | 200 | 四 11 | 78 章 | 2011年1月11日 | 80 m | | | | | |
| ŧ | 8% | | 3% | 3% | 6% | 3% | 3% | 3% | | 4 | 6% | | 3% | 3% | 6% | 3% | 3% | 3% | 1 |
| 重 | 0.0 | 0.0 | 8 0.0 | 8 0.0 | 7 0.0 | 7 0.0 | 7 0.0 | 7 0.0 | | 重 | 0.0 | 4 0.0 | 3 0.0 | 3 0.0 | 2 0.0 | 1 0.0 | 1 0.0 | 1 0.0 | |
| E Mu E | 6 | <u></u> | | | oo' | 8 | | .8 | | E Ms | | _w | | 8 | - CO | ∞i | ~~ | ω α | |
| c D | | | | | | | | | | c D | | | | | | | | | |
| · 18 | | | | - | - | | | | | 8 B | | | | | | | | | |
| 2 | | - | | - | | - | - | - | | ZA | - | | - | | | - | - | - | |
| 松麗 | 同時間 | 開始の | 1 (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1 | 2 (10) (10) (10) (10) (10) (10) (10) (10) | 日本語 | 4 22月 22月 | (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) | (法) (注) (注) (注) (注) (注) (注) (注) (注) (注) (注 | | れ間 | 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 100 | 設計的 | 1 日 日 日 日 日 日 日 日 日 | 2 中田 | 調査 | <u>成部</u> 2018 | 1993 | 通道 中国 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 | |
| - | 12 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | | | 16 | 17 | 17 | 17 | 17 | 17 | 17 | 17 | |
| 重み | 0.06% | 0.06% | 0.03% | 0.03% | 0.03% | 0.03% | 0.03% | 0.03% | | 重み | 0.06% | 0.06% | 0.03% | 0.03% | 0.03% | 0.03% | 0.03% | 0.03% | |
| 嚴大 | 9.0 | 8.9 | 8.8 | 00 00 | 8.7 | 8.7 | 8.7 | 8.7 | | 胤六 Mire | 8.5 | 8.4 | 8.3 | 8.3 | 8.2 | 8.1 | 8.1 | 8.1 | |
| D | | | | | | | | | | 0 6 | | | | | | | | | |
| 調測板 | $\left \right $ | - | | | - | - | | - | | 8 C | | 2 | | | + | - | | | |
| V V | Ŧ | | - | - | _ | | - | - | | ¥ .2 | | | + | - | | - | | Ħ | |
| や悪 | 通知 | 通知の | 通知 | 浅部 中部 漢語 | 技能 法部 | (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) | 「「「「「」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」 | 後部 時間 | | 「観さ | 1993年 1995年 1995年 1995年 1995年 1995年 1995年 1995年 1995 1995 | 15年 1月15日 1月15日 | 後部 中語 漢語 | 通知 | 技術 (中国) (東部) | 油 加 加 加 加 加 加 | (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) | 周辺寺 昭 史 | |
| | 121 | 122 | 123 | 124 | 125 | 126 | 127 | 128 | | | 161 | 162 | 163 | 164 | 165 | 166 | 167 | 168 | |

図8.2.5-1 南海トラフの確率論的津波ハザード評価で考慮した震源域パターンと,その重みの一覧(2/2)

8.3 震源域パターン、地震パターンへの重み配分

8.3 震源域パターン、地震パターンへの重み配分

本節では、津波ハザードカーブを計算する際に必要となる、震源域パターン(震源域の組合せ)および 地震パターン(波源断層モデルの組合せ)に対する重みの配分方法について説明する.

なお、本節では特に必要のない限り、これ以降「南 海トラフの地震活動の長期評価」(地震調査委員会、 2013)を単に長期評価と呼ぶ。

<震源域パターンを表す記号>

本節以降の説明において,震源域パターンを簡便 に示すため以下のような記号を用いる.例えば,

- 図8.2.5-1の1番目の震源域パターンのように、 傾斜方向(トラフ軸と直交方向)に中部のみ、走 向方向(トラフ軸と平行方向)に領域Aから領域 Dまでが同時に壊れる震源域をADm(単一の破 壊の場合、震源域と震源域パターンは同じにな る)、
- ・同図の3番目の震源域パターンのように、傾斜 方向に中部のみ、走向方向に領域Aと領域Bが 壊れる震源域ABmと、それとは異なる時間に、 傾斜方向に中部のみ、走向方向に領域Cと領域 Dが壊れる震源域CDmの2つの震源域から構成 される震源域パターンをAB|CDm(「」」は震源域 の境界を示す)、
- ・ 同図の 65 番目の震源域パターンのように、傾斜 方向に浅部と中部、走向方向に領域 A から領域 D までが壊れる震源域 ADsm と、それとは異な る時間に、傾斜方向に浅部と中部、走向方向に 領域 E のみが壊れる震源域 Esm の 2 つの震源域 から構成される震源域パターンを AD | Esm、
- ・ 同図の 178 番目の震源域パターンのように、傾 斜方向には浅部、中部、深部、走向方向に領 域 A から領域 E までが同時に壊れる震源域を AEall、

という記号でそれぞれ表す.

8.3.1 震源域パターンの走向方向および傾斜方向の 連動規模に関する分類と重み配分

まず初めに,図8.2.5-1 に示される180種類すべての震源域パターンを,その走向方向および傾斜方向の連動規模に関して,表8.3.1-1 のように3つに

分類する. この分類は,過去に発生した南海トラフ の大地震の震源域の情報などに基づいて決められて いる. ここで,昭和・安政地震を代表とするグルー プIの地震群と宝永地震を代表とするグループIIの 地震群には,傾斜方向にすべて破壊する震源域パ ターンは含まれていないことに注意されたい.なお, 本研究資料のグループIおよびグループIIという分 類は,地震調査委員会(2020)の分類と同じである.

表8.3.1-1 震源域パターンの走向方向および傾斜方 向の連動規模に関する分類と重み

| 分類 | 走向方向および傾斜方向の連動規模 | 重み |
|----------|------------------------|-------|
| グループ I | 傾斜方向には浅部,中部,浅部+中部, | 40/63 |
| | 中部+深部のいずれかが破壊. 走向方向 | |
| | に3セグメント以下が同時に破壊. | |
| グループ II | 傾斜方向には浅部,中部,浅部+中部, | 20/63 |
| | 中部+深部のいずれかが破壊. 走向方向 | |
| | に4セグメント以上が同時に破壊. | |
| グループ III | 傾斜方向に浅部 + 中部 + 深部がすべて破 | 3/63 |
| | 壊. 走向方向に4セグメント以上が同時 | |
| | に破壊. | |

長期評価では、南海トラフで発生する昭和・安政 クラスの大地震の発生間隔は100年~200年、宝永 地震クラスの大地震の発生間隔は300年~600年と 推定している.この発生間隔の比較に基づき、

グループIの地震群:グループIIの地震群
 = 2/3:1/3, (8.3.1-1)

の比率で重みを配分する. なお, グループ I および グループ II の地震群に対するこの重み配分は, 地震 調査委員会(2020)と同じである.

また,長期評価では,最大クラスの大地震の発生 間隔は安政・昭和地震クラスおよび宝永地震クラス の大地震のそれよりも一桁以上長いと考えている. また,津波堆積物調査に基づき,約2000年前に宝 永地震よりも大きな津波が発生した可能性も指摘さ れている(松岡・岡村,2011).

これらを考慮し、ここでは、

 (グループI+グループIIの地震群):(グループ IIIの地震群)=20/21:1/21, (8.3.1-2)

の比率で重みを配分する.

上記の重み配分ルールから,結局,3つの地震集団に,

グループIの地震群:グループIIの地震群:グループIIIの地震群= 40/63:20/63:3/63, (8.3.1-3)

の比率で重みを配分することとする(表 8.3.1-1).

8.3.2 震源域パターンの傾斜方向の拡がり方に関す る重み配分

最大クラスの地震群グループ III を除く,グルー プI およびグループ II の地震群に関して,地震調査 委員会 (2020) の考え方に従い,その震源域パターン の傾斜方向の拡がり方および,過去に実際にそのよ うな地震が起きたか否かに着目して,表 8.3.2-1 の ように分類する.

ここでは、地震調査委員会(2020)の考え方に従い、

・ 震源域が中部のみ:それ以外= 4/5:1/5, (8.3.2-1)

の比率で重みを配分する(表 8.3.2-1).

表 8.3.2-1 グループ I およびグループ II の震源域パター ンの傾斜方向の拡がり方に関する分類と重み

| 震源域パターンの 傾斜方向の拡がり方 | 過去の大地震としての 発生状況 | 重み |
|-----------------------|--------------------|-----|
| 中部のみ | 過去に発生した | 4/5 |
| その他 | 過去に発生していない | 1/5 |

8.3.3 震源域パターンの走向方向の拡がり方と組合 せに関する重み配分

最大クラスの地震群グループ III を除く,グルー プI およびグループ II の地震群に関して,地震調査 委員会 (2020) の考え方に従い,その震源域パターン の走向方向の拡がり方とその組合せ,および,過去 に実際にそのような地震が起きたか否かに着目して 分類し,重みの配分を行う.

8.3.3.1 グループIの地震群

昭和・安政地震に代表されるグループIの地震群 に分類された震源域パターンを、過去に発生してい るか否かに着目し、表8.3.3.1-1のように分類する. 地震調査委員会(2020)の重み配分に従い、 過去に発生した震源域パターン:過去に発生したことが知られていない震源域パターン= 4/5: 1/5 (8.3.3.1-1)

の比率で重みを配分する.

なお、これらの表中の「震源域パターンの走向方 向の拡がり方と組合せ」の欄の、例えば「AB|CD」は 震源域 AB と震源域 CD が別の地震としてそれぞれ 破壊する震源域パターンを意味する (8.3 節の<震源 域パターンを表す記号>を参照).

また、これ以降、「AB | CD」および「AB | CDE」の 小集団を「AB | CD + α 」と記号で表記し、「ABCD」、 「ABCDE」および「ABCD | E」の小集団を「ABCD + α 」 と記号で表記する場合がある.

表 8.3.3.1-1 グループ I の地震群の震源域パターンの 走向方向の拡がり方と組合せに関する 分類と重み

| | 震源域の走向方向の | 過去の大地震とし | 重ゐ | |
|-------|--------------------|----------|-----|--|
| | 拡がり方と組合せ | ての発生状況 | 里の | |
| グループI | AB CD, AB CDE, | 過去に発生した | 4/5 | |
| の地震群 | 上記以外 | 過去に発生してい | 1/5 | |
| | | ない | | |

8.3.3.2 グループ II の地震群

宝永地震を代表とするグループ II の地震群の震 源域パターンを,過去に発生しているか否かに着目 し,表 8.3.3.2-1 のように分類する.地震調査委員会 (2020)の重み配分に従い,

 過去に発生した震源域パターン:過去に発生したことが知られていない震源域パターン=4/5: 1/5

の比率で重みを配分する(表 8.3.3.2-1).

表 8.3.3.2-1 グループ II の地震群の震源域パターン の走向方向の拡がり方と組合せに関する 分類と重み

| | 震源域パターンの走向方 向の拡がり方と組合せ | 過去の大地震と しての発生状況 | 重み |
|---------|---------------------------|--------------------|-----|
| グループ II | ABCD, ABCDE, ABCD | 過去に発生した | 4/5 |
| の地震群 | E | | |
| | 上記以外 | 過去に発生して | 1/5 |
| | | いない | |

8.3.4 震源域パターンへの重み配分

8.3.1 項~8.3.3 項の分類により,本章で構築した 180 種類の震源域パターンを9つの地震カテゴリに 分類することができる(図8.3.4-1).そして,8.3.1 項~8.3.3 項に示された重み配分ルールによって,9 つの地震カテゴリに図8.3.4-1 のように重みを配分 することができる.

各カテゴリに配分された重みをW,各カテゴリに 含まれる震源域パターンの数をNsとすると、1つ の震源域パターンに対する重みWsは以下のとおり 計算される.

$$W_{\rm S} = W / N_{\rm S}$$
 (8.3.4-1)

それぞれの震源域パターンの重み *Ws* は**図 8.2.5-1** に示されている.

8.3.5 地震パターンへの重み配分

180 種類の震源域パターン (震源域の組合せ)から 916,669 種類の地震パターン (波源断層モデルの組合 せ)が産み出される (8.1.3 項参照).

震源域パターンの重みを Ws, 震源域パターンに 含まれる地震パターンの数を Ne とすると, 1つの 地震パターンに対する重み We は以下のとおり計算 される.

$$We = Ws / Ne$$
 (8.3.5-1)

なお,地震パターンの数が90万以上と膨大なため,地震パターンそれぞれに対する重み一覧は作成 していない.



図 8.3.4-1 9 つの地震カテゴリに分けられた震源域 パターン.各種別の分岐点に表示された 赤字は重みの配分比率.

8.4 確率論的津波ハザード評価の結果

8.4.1 ハザード評価標本点に対するハザードカーブ

8.1 節~8.3 節で説明された考え方・ルールに基 づき, 汀線メッシュ(陸域と海域の境界に接する 海側 50 m メッシュ)に設定されたハザード評価点 357,437 点において, ハザードカーブを計算する.

本節では,膨大な数のハザード評価点の中から, 一定の間隔で選別した 72 箇所のハザード評価標本 点(表 8.4.1-1,図 8.4.1-1 および巻末資料 3)に対して 計算されたハザードカーブを図 8.4.1-2 ~図 8.4.1-19 に示す.

図 8.4.1-2 ~ 図 8.4.1-19 において,180 種類の震 源域パターン(震源域の組合せ)すべて,すなわち 916,669 種類の地震パターン(波源断層モデルの組合 せ)すべてから計算された最終的なハザードカーブ とともに,8.3.4 項で説明した,震源域パターンに 関する 9 つのカテゴリ毎に分解したハザードカーブ 成分を表示している.

本章のハザードカーブの計算には、各々のハザー ド評価点で最大水位上昇量が1m以上となった波 源断層モデルの計算結果のみを使用している(7.3 節).また、実際にハザードカーブを計算する際に、 (8.1.5-2)式の計算を σ の3倍で打ち切っている(5.3.3 項).さらに、津波伝播遡上計算された最大水位上 昇量の値に関する偶然的不確定性を対数正規分布で モデル化し、その常用対数標準偏差として $\sigma_{計算誤差}$ = 0.15を設定している(5.3.2 項).

これらのことを考え合わせると、各ハザードカー ブを観察する場合、その最大水位上昇量が概ね3m 以上の30年超過確率については信頼がおけると考 えることができる。逆に言うと、ハザードカーブの 最大水位上昇量が概ね3m未満の領域は、ハザード カーブの計算に必要な波源断層モデルの数が不足し ており、その30年超過確率の値は精度が不足して いると考えられる。

なお、千葉県浦安市(No.7)、鹿児島県鹿児島市 (No.67)、鹿児島県薩摩川内市(No.70)では、確率論 的に予想される最大水位上昇量が0mを超える30 年超過確率が10⁻³を下回っているため、図中にハ ザードカーブが描画されていない。

また,千葉県木更津市(No.6),東京都大田区 (No.8),神奈川県横浜市鶴見区(No.13),大阪府泉 南郡田尻町(No.36),大阪府大阪市住之江区(No.37), 兵庫県神戸市中央区(No.38), 兵庫県淡路市(No.39), 香川県高松市(No.53),岡山県岡山市東区(No.54), 広島県福山市(No.55),広島県広島市西区(56),山 口県上関町(No.57),山口県山口市(No.58),福岡県 豊前市(No.59),鹿児島県指宿市(No.68),鹿児島県 日置市(No.69)のハザードカーブは確率論的に予想 される最大水位上昇量が0mを超える30年超過確 率が10⁻³を上回っているが,確率論的に予想される 最大水位上昇量が3m未満であるため,30年超過 確率の値は精度が不足していると考えられる(本節 前出).

表 8.4.1-1 ハザード評価標本点

| 番号 | 県名 | 市区町村名 | 番号 | 県名 | 市区町村名 |
|----|------|--------|----|------|---------|
| 1 | 茨城県 | 神栖市 | 37 | 大阪府 | 大阪氏住之江区 |
| 2 | 千葉県 | 旭市 | 38 | 兵庫県 | 神戸市中央区 |
| 3 | 千葉県 | 九十九里町 | 39 | 兵庫県 | 淡路市 |
| 4 | 千葉県 | 御宿町 | 40 | 徳島県 | 徳島市 |
| 5 | 千葉県 | 館山市 | 41 | 徳島県 | 美波町 |
| 6 | 千葉県 | 木更津市 | 42 | 高知県 | 室戸市 |
| 7 | 千葉県 | 浦安市 | 43 | 高知県 | 安芸市 |
| 8 | 東京都 | 大田区 | 44 | 高知県 | 高知市 |
| 9 | 東京都 | 大島町 | 45 | 高知県 | 須崎市 |
| 10 | 東京都 | 新島村 | 46 | 高知県 | 黒潮町 |
| 11 | 東京都 | 三宅村 | 47 | 高知県 | 土佐清水市 |
| 12 | 東京都 | 八丈町 | 48 | 高知県 | 宿毛市 |
| 13 | 神奈川県 | 横浜市鶴見区 | 49 | 愛媛県 | 宇和島市 |
| 14 | 神奈川県 | 三浦市 | 50 | 愛媛県 | 伊方町 |
| 15 | 神奈川県 | 藤沢市 | 51 | 愛媛県 | 松山市 |
| 16 | 静岡県 | 熱海市 | 52 | 愛媛県 | 新居浜市 |
| 17 | 静岡県 | 下田市 | 53 | 香川県 | 高松市 |
| 18 | 静岡県 | 西伊豆町 | 54 | 岡山県 | 岡山市東区 |
| 19 | 静岡県 | 静岡市清水区 | 55 | 広島県 | 福山市 |
| 20 | 静岡県 | 焼津市 | 56 | 広島県 | 広島市西区 |
| 21 | 静岡県 | 掛川市 | 57 | 山口県 | 上関市 |
| 22 | 静岡県 | 浜松市西区 | 58 | 山口県 | 山口市 |
| 23 | 愛知県 | 田原市 | 59 | 福岡県 | 豊前市 |
| 24 | 愛知県 | 豊橋市 | 60 | 大分県 | 大分市 |
| 25 | 愛知県 | 西尾市 | 61 | 大分県 | 佐伯市 |
| 26 | 愛知県 | 弥富市 | 62 | 宮崎県 | 延岡市 |
| 27 | 愛知県 | 常滑市 | 63 | 宮崎県 | 高鍋町 |
| 28 | 三重県 | 津市 | 64 | 宮崎県 | 宮崎市 |
| 29 | 三重県 | 志摩市 | 65 | 鹿児島県 | 志布志市 |
| 30 | 三重県 | 尾鷲市 | 66 | 鹿児島県 | 肝付町 |
| 31 | 和歌山県 | 新宮市 | 67 | 鹿児島県 | 鹿児島市 |
| 32 | 和歌山県 | 串本町 | 68 | 鹿児島県 | 指宿市 |
| 33 | 和歌山県 | 白浜町 | 69 | 鹿児島県 | 日置市 |
| 34 | 和歌山県 | 御坊市 | 70 | 鹿児島県 | 薩摩川内市 |
| 35 | 和歌山県 | 和歌山市 | 71 | 鹿児島県 | 中種子町 |
| 36 | 大阪府 | 泉南郡田尻町 | 72 | 鹿児島県 | 屋久島町 |

研究資料第 439 号 第一部 本編 8.4 確率論的津波ハザード評価の結果



図8.4.1-1 南海トラフ沿いに設定したハザード評価標本点



図8.4.1-2 茨城県神栖市,千葉県旭市,千葉県九十九里町,千葉県御宿町でのハザードカーブ







図8.4.1-4 東京都新島村,東京都三宅村,東京都八丈町でのハザードカーブ



図8.4.1-5 神奈川県横浜市鶴見区,神奈川県三浦市,神奈川県藤沢市,静岡県熱海市,静岡県下田市でのハザードカーブ



図8.4.1-6 静岡県西伊豆町,静岡県静岡市清水区,静岡県焼津市でのハザードカーブ



図8.4.1-7 静岡県掛川市,静岡県浜松市西区,愛知県田原市でのハザードカーブ



図8.4.1-8 愛知県豊橋市,愛知県西尾市,愛知県弥富市,愛知県常滑市,三重県津市でのハザードカーブ



図8.4.1-9 三重県志摩市,三重県尾鷲市,和歌山県新宮市でのハザードカーブ



図8.4.1-10 和歌山県串本町,和歌山県白浜町,和歌山県御坊市でのハザードカーブ



図8.4.1-11 和歌山県和歌山市,大阪府泉南郡田尻町,大阪府大阪市住之江区,兵庫県神戸市中央区,兵庫県淡路市, 徳島県徳島市でのハザードカーブ



図8.4.1-12 徳島県美波町,高知県室戸市,高知県安芸市でのハザードカーブ



図8.4.1-13 高知県高知市,高知県須崎市,高知県黒潮町でのハザードカーブ

47 高知県土佐清水市



図8.4.1-14 高知県土佐清水市,高知県宿毛市,愛媛県宇和島市,愛媛県伊方町でのハザードカーブ



図8.4.1-15 愛媛県松山市,愛媛県新居浜市,香川県高松市,岡山県岡山市東区,広島県福山市,広島県広島市西区 でのハザードカーブ



図8.4.1-16 山口県上関町,山口県山口市,福岡県豊前市,大分県大分市,大分県佐伯市でのハザードカーブ



図8.4.1-17 宮崎県延岡市, 宮崎県高鍋町, 宮崎県宮崎市でのハザードカーブ



図8.4.1-18 鹿児島県志布志市,鹿児島県肝付町,鹿児島県鹿児島市,鹿児島県指宿市,鹿児島県日置市,鹿児島県 薩摩川内市でのハザードカーブ



図8.4.1-19 鹿児島県中種子町, 鹿児島県屋久島町でのハザードカーブ

8.4.2 ハザードカーブの観察

8.4.1 項でハザード評価標本点 72 箇所のハザード カーブを示した.本項では,いくつかのハザード評 価標本点のハザードカーブについて若干の考察を加 える.

8.4.2.1 ハザードカーブにおいて観察される基本的 なハザードの特徴

浅海部がほとんど存在せず,震源域に正対し,か つその震源域の短軸方向に概ね位置している海岸線 は、30年超過確率の値および、確率論的な最大水 位上昇量の値、すなわちハザードレベル、が高くな る傾向が明瞭に観察される(例えば、「18静岡県西 伊豆町」(図8.4.1-6),「23愛知県田原市」(図8.4.1-7), 「30 三重県尾鷲市」(図 8.4.1-9),「42 高知県室戸市」 (図 8.4.1-12),「43 高知県安芸市」(図 8.4.1-12),「44 高知県高知市」図8.4.1-13),「45 高知県黒須崎市」(図 8.4.1-13),「46 高知県黒潮町」(図 8.4.1-13),「47 高 知県土佐清水市」(図8.4.1-14)). これらの海岸線に 関しては,震源域パターンあるいは地震パターンに 依らず、最大水位上昇量が常に高い値を示すことが ハザードレベルが高くなる主要因と考えられる. ま た、「10 東京都新島村」(図 8.4.1-4) など、深海から 急に浅くなる海底地形を有する離島のハザードレベ ルも一般に高くなる傾向が認められる.

8.4.2.2 ハザード再分解からわかること

図 8.4.1-2 ~図 8.4.1-19 では、震源域パターンの9 つのカテゴリ(8.3 節)に関して、ハザードカーブが 再分解され、それぞれのカテゴリに対応する成分が 描画されている.ここでは、典型例として「29 三重 県志摩市」(図 8.4.1-9)に注目する.ハザード再分解 表現を視察すると、最終的なハザードカーブ(黒実 線)をもっとも強く支配しているのは、

- 「①グループI(走向方向に3セグメント以下の破壊等)のうち、中部のみが破壊する震源域パターン群」、
- 「⑤グループII(走向方向に4セグメント以上の 破壊等)のうち、中部のみが破壊する震源域パ ターン群」、
- 「⑨グループ III (最大クラス)の震源域パターン 群」,
- の3つであることが理解できる.このうち、①と⑤

の震源域パターン群の地震は過去実際に発生したと 考えられていることから,他の震源域パターン群に 比べて大きな重みが配分されている(8.3節および図 8.3.4-1).

⑨の「グループ III (最大クラス)の震源域パターン 群」は、①および⑤の震源域パターン群に配分され た重みに比べれば1桁以上小さな重みしか与えられ ていない.しかし、⑨の震源域パターン群から生じ る津波は9つの震源域パターン群の中で最大となる 傾向が認められるため、1桁以上小さな重みしか与 えられていなくとも最終的なハザードカーブに及ぼ す影響は無視できない.

「①グループIのうち,中部のみが破壊する震源 域パターン群」,「⑤グループIIのうち,中部のみが 破壊する震源域パターン群」および「⑨グループIII (最大クラス)の震源域パターン群」の3つの再分解 要素は,他の多くのハザード評価標本点において, 最終的ハザードカーブに最も強く影響を与えている ことも観察できる.

また,最大水位上昇量の比較的低い領域では「① グループIのうち,中部のみが破壊する震源域パター ン群」の寄与が,最大水位上昇量の比較的高い領域 では「⑤グループIIのうち,中部のみが破壊する震 源域パターン群」の寄与が支配的であることが観察 される.これは,グループIの震源域パターン群は 比較的小さな地震規模,グループIIの震源域パター ン群は比較的大きな地震規模の地震であることと調 和的である.

さらに最も低頻度かつ最も大きな最大水位上昇量 の領域では「⑨グループ III(最大クラス)の震源域パ ターン群」が支配的となっている.このような領域 の津波防災・減災を考えるうえで,「⑨グループ III(最 大クラス)の震源域パターン群」を考慮することは必 要不可欠であることを示している.

以上をまとめると,ほぼすべてのハザード評価標 本点において,

- 最大水位上昇量の比較的低い領域では「①グループ」のうち、中部のみが破壊する震源域パターン群」の寄与が、
- ・最大水位上昇量の比較的高い領域では「⑤グルー プⅡのうち、中部のみが破壊する震源域パター ン群」の寄与が、
- ・ 最も低頻度かつ最も大きな最大水位上昇量の領

8.4 確率論的津波ハザード評価の結果

域では「⑨グループ III (最大クラス) の震源域パ ターン群」が,

それぞれ支配的ないし優勢であるという特徴が共通 して認められる.

一方,南海トラフ沿いの地震発生帯の東方あるい は西方に位置する海岸線では,最終的ハザードカー ブに強く影響を与える再分解要素が多少異なってく ることも観察される.房総半島南東岸,伊豆七島な ど南海トラフの東方に位置する海岸線では,上述し た共通の特徴に加え,最大水位上昇量の比較的高い 領域において「③グループIのうち,中部以外も破 壊する震源域パターン群」および「⑦グループIIのう ち,中部以外も破壊する震源域パターン群」の寄与 が「⑨グループIII(最大クラス)の震源域パターン群」 の次に優勢となっていることが観察される.おそら く,最大地震規模が M_w8.7 で,相対的な重みも0.0169 と比較的大きい, Nos.51, 59, 99, 107 の震源域パター ン群が主として③および⑦のグループの寄与を優勢 にしていると推測される.

また、四国の足摺岬以西の南海トラフの西方に位 置する海岸線、特に九州東岸の海岸線では、上述し た共通の特徴に加え、最大水位上昇量の比較的高い 領域において、「②グループIのうち、中部のみが 破壊するが、過去発生したことが知られていない震 源域パターン群」および「⑥グループIIのうち、中 部のみが破壊するが、過去発生したことが知られて いない震源域パターン群」の寄与が優勢となってい ることが観察される.おそらく、最大地震規模が *M*_w8.5 ないし 8.6 で、相対的な重みも 0.0029 ないし 0.0063 と極端に小さくなく、四国太平洋岸西武およ び日向灘に大きな震源域を有する Nos.27 ~ 32,35 ~ 40,43 ~ 48 の震源域パターン群が主として、② および⑥のグループの寄与を優勢にしていると推測 される.

8.5 異なる重み配分が確率論的津波ハザード評価に与える影響

8.5 異なる重み配分が確率論的津波ハザード評価に 与える影響

8.5.1 重み配分の認識論的不確定性

8.3 節で、震源域パターンと地震パターンへの重 み配分方法について説明した.震源域パターンに対 する重み(すなわち相対的発生確率)の配分は、ま ず(1)震源域の走向方向および傾斜方向の連動規模 に関して重みを設定し(8.3.1 項)、次に(2)震源域 パターンの傾斜方向の拡がり方に関して(8.3.2 項)、 最後に(3)震源域パターンの走向方向の拡がり方と 組合せに関して(8.3.3 項)それぞれ重みを設定する という順番でなされた.

ここで指摘しなければいけないことは、(1)の重 み設定のうち、昭和・安政地震を代表とするグルー プIの地震群と宝永地震を代表とするグループIIの 地震群の重み設定は、過去の南海トラフの巨大地 震の発生履歴を考慮して与えられたが(8.3.1項の 8.3.1-1式)、最大クラスの地震で構成されるグルー プIIIの地震群に対する重み設定(8.3.1-2式)、そし て(2)および(3)の重み設定(8.3.2-1式、8.3.3.1-1式 および 8.3.3.2-1式)はそうではないという点である.

「南海トラフの地震活動の長期評価(第二版)」(地 震調査委員会,2013)(以下,特に必要のない限り, 長期評価と略)では,南海トラフの巨大地震の繰り 返し間隔が,昭和・安政地震クラスがおよそ100年 から200年,それよりも規模が大きい宝永地震クラ スがおよそ300年から600年と評価されている.こ の発生間隔に基づき,8.3.1項では,昭和・安政地 震を代表とするグループIの地震群の重みを2/3, 宝永地震を代表とするグループIIの地震群の重みを 1/3と設定した.

他方,(1)における最大クラスの地震群に対する 重み設定に関しては,地震調査委員会(2014)の「全 国地震動予測地図 2014 年版」の考え方と同様に,

- 長期評価では、最大クラスの大地震の発生間隔 はそれより規模の小さい大地震のそれよりも一 桁以上長いと評価していること、
- また、津波堆積物調査に基づき、約2,000年前 に宝永地震よりも大きな津波が発生した可能性 も指摘されていること(松岡・岡村、2011)
- の2点を考慮し,

 (グループIの地震群+グループIIの地震群):(グ ループIIIの地震群)= 20/21:1/21,

(8.3.1-2 式を再掲)

の比率で重みを配分した.

しかしながら,長期評価では「最大クラスの大地 震の発生間隔は安政・昭和地震クラスおよび宝永地 震クラスの大地震のそれよりも一桁以上長い」とし か評価していない点には注意を要する.すなわち, 安政・昭和地震クラスの発生間隔を概ね100年から 200年程度とすると,最大クラスの発生間隔は1000 年から2000年「以上」であろうと予想しているに過 ぎない.つまり,長期評価は,最大クラスの地震の 発生間隔は1000年かもしれないし,5000年かもし れないし,あるいはそれ以上かもしれないと予想し ているに他ならない.

また,津波堆積物調査に基づき,約2000年前に 宝永地震よりも大きな津波が発生した可能性がある という指摘(松岡・岡村,2011)は,そのような大津 波が実際に発生していたとしても,最大クラスの地 震の平均発生間隔が約2000年であることを意味し ていない.仮に最近数万年間で眺めた場合に最大ク ラスの地震が定常ポアソン過程にしたがって発生し ていて,その平均発生間隔が5000年だったとして も,最大クラスの地震の最新発生時期がたまたま 2000年前だったのかもしれない.また,最大クラ スの地震の発生を示唆する津波堆積物調査は,その 調査地点が1点のみに限定されており,根拠として はかなり弱いと言わざるを得ない.

一方,(2)と(3)の重み設定に関しては,過去実際 に発生したもの(あるいは,過去そのように発生し たと考えられているもの)と,そうでないものの2 つに分けて重みを設定しているが,過去実際に発生 したものと,そうでないもの(過去発生し(たことが 知られ)ていないが,次のサイクルで発生するもの) の重み配分はいずれの科学的根拠にも基づいておら ず,地震調査委員会(2020)が主観的に決めた重みと いう性格を有している.

本節(8.5節)では、重み配分におけるこれらの不 確定性を「認識論的不確定性」として扱い、異なる重 み配分によって、ハザードカーブがどのように変化 するかについて検討する.
8.5 異なる重み配分が確率論的津波ハザード評価に与える影響

8.5.2 最大クラスの地震に対する重み配分の認識論 的不確定性の影響

8.5.1 項で述べたように, 8.3.1 項で採用した最大 クラスの地震に対する重み配分(今後,「重み I」と呼 ぶ),

 「重み I」(グループ I の地震群+グループ II の地 震群):(グループ III の地震群)= 20/21:1/21

の科学的根拠は不明瞭である.

ここでは、最大クラスの地震から構成されるグ ループ III の地震群に対する重み配分が、どのよう にハザードカーブに影響を与えるかを検討するた め、表 8.5.2-1 に示される「重み II」および「重み III」 を仮定し、それぞれについてハザードカーブを計算、 「重み I」から得られるハザードカーブと比較する. なお、表 8.5.2-1 では比較のために「重み I」も記載し ている.

表 8.5.2-1 グループ III の重みに関する認識論的不確定性 の影響を調べるために設定した重み配分

| | (グループIの地震群+ グループIIの地震群)の 重み | グループ III の地震群の 重み |
|----------|-----------------------------------|----------------------|
| 「重みI」 | 20 / 21 | 1 / 21 |
| 「重み II」 | 10 / 11 | 1 / 11 |
| 「重み III」 | 50 / 51 | 1 / 51 |

なお,この検討では,グループ III に与えられた 相対的な重み配分の影響のみを調べるため,8.3 節 で説明した他の重み配分は変えていない.

本項で検討する「重み I」,「重み II」および「重み III」を適用した場合の,9つの地震カテゴリ(8.3.4 項) への最終的な重み配分枝図を図 8.5.2-1 ~図 8.5.2-3 に示す.

図 8.5.2-4 ~図 8.5.2-21 に、3 つの異なる重みを用 いて推定された 3 種類のハザードカーブを、72 地点 のハザード評価標本点それぞれについて、重ね描き し、比較した.

なお,千葉県浦安市 (No.7), 鹿児島県鹿児島市 (No.67), 鹿児島県薩摩川内市 (No.70)では, いずれ の重みを適用した場合でも確率論的に予想される最 大水位上昇量が0mを超える30年超過確率が10⁻³ を下回っているため, 図中にハザードカーブが描画 されていない. 最大クラスの地震で構成されるグループ III の地 震群に対する重みがハザードカーブに与える影響は 無視できないほど大きい.例えば,静岡県下田市 (No.17),静岡県浜松市西区(No.22),愛知県田原 市(No.23),徳島県美波町(No.41),高知県室戸市 (No.42),高知県土佐清水町(No.47),鹿児島県屋久 島町(No.72)などの地点では,最大水位上昇量が大 きい領域で,30年超過確率が大きく変化する.「重 みI」の代わりに「重み II」あるいは「重み III」を適用 した場合,最大水位上昇量が 20 m 程度あるいはそ れ以上の領域で 30 年超過確率は最大で倍半分近く 変化する.

ー例として、「重み I」、「重み II」、「重み III」を それぞれ適用した場合に得られる高知県室戸市 (No.42)の3つのハザードカーブをそれぞれ9つの 地震カテゴリに再分解し、比較する(図 8.5.2-22).

グループ III の地震群に対する重みがもっとも大 きい「重み II」を適用した場合のハザードカーブの再 分解表現を観察すると,最大水位上昇量の小さい領 域を除き,グループ III の地震群(円付き緑実線)が 最終的なハザードカーブを最も強く支配しているこ とがわかる.「重み II」を適用した場合,グループ III の地震群(円付き緑実線)の寄与が一番大きくなり始 める最大水位上昇量は 5.5 m 程度で,それ以降最大 水位上昇量が大きくなるにつれ,その寄与が増大し, 最大水位上昇量 15 m 以上の領域では最終的ハザー ドカーブが示す 30 年超過確率のおよそ7割から8 割以上はグループ III の地震群の寄与が占めること がわかる(図 8.5.2-22 (b)).

「重み I」はグループ III の地震群に対する重みが中 程度である (表 8.5.2-1).「重み I」を適用した場合, 依然として,最大水位上昇量が小さくない領域でグ ループ III の地震群 (円付き緑実線)が支配的である ことが確認できる (図 8.5.2-22 (a)).しかし,グルー プ III が最終的なハザードカーブに影響を与える程 度は,「重み 2」の場合に比べればやや小さくなる. 最大水位上昇量が約 7.5 mを超えると,グループ III の地震群の寄与がもっとも大きくなり始め,それ以 降最大水位上昇量が大きくなるにつれ,その寄与が 増大する.最大水位上昇量 15 m では最終的ハザー ドカーブが示す 30 年超過確率のおよそ 6 割,18 m 以上の領域では 30 年超過確率のおよそ 8 割以上は グループ III の地震群の寄与が占めるようになる (図 8.5.2-22 (a)).

「重み III」はグループ III の地震群に対する重みが もっとも小さい (表 8.5.2-1).「重み III」を適用した 場合,最大水位上昇量が大きい領域でかろうじてグ ループ III の地震群 (円付き緑実線)が支配的になる ことが確認できる (図 8.5.2-22 (c)).最大水位上昇量 が 11 m を超えると,グループ III の地震群の寄与が もっとも大きくなり始め,それ以降最大水位上昇量 が大きくなるにつれ,その寄与が増大するのは「重 み I」および「重み II」の場合と同じであるが,最終的 ハザードカーブに及ぼす影響の程度はもっとも小さ くなる.グループ III の地震群の寄与は,最大水位 上昇量 15 m においても最終的ハザードカーブが示 す 30 年超過確率の半分以下に留まっていることが わかる (図 8.5.2-22 (c)).

「重み I」,「重み II」および「重み III」では,グルー プ I + グループ II の地震群に対するグループ III の 地震群の相対的な重みのみが変化していることは既 に述べた(例えば,**表 8.5.2-1**).一方で,グループ I とグループ II を構成する 8 つの地震カテゴリの地 震群間の重み配分は変わっていない(8.3 節も参考). このため,図 8.5.2-22 の(a)~(c)各図のハザード再 分解表現における,8 つの地震群に対するハザード カーブ(同図の凡例の①~⑧)同士の相対的な位置関 係はほぼ等しくなっている.

本項で検討した結果によれば,静岡県下田市 (No.17),静岡県浜松市西区(No.22),愛知県田原 市(No.23),徳島県美波町(No.41),高知県室戸市 (No.42),高知県土佐清水町(No.47),鹿児島県屋 久島町(No.72)などの地点で,最大水位上昇量が大 きい領域の30年超過確率の値について取扱う場合, 本質的にグループIIIに対する重みの認識論的不確 定性に注意する必要があると考えられる.



図 8.5.2-1 重み I を適用した9つの地震カテゴリへの 重みの配分枝図(図 8.3.4-1 再掲)



 図 8.5.2-2 重み II を適用した9つの地震カテゴリへの 重みの配分枝図.重みIを適用した枝図(図 8.5.2-1)と比べ,「地震規模」(より正確には 走向方向および傾斜方向の連動規模)の枝 の重み配分が異なっている.



図 8.5.2-3 重み III を適用した9つの地震カテゴリへ の重みの配分枝図.重み I を適用した枝図 (図 8.5.2-1)および重み II を適用した枝図 (図 8.5.2-2),と比べ、「地震規模」(より正 確には走向方向および傾斜方向の連動規 模)の枝の重み配分が異なっている.



図 8.5.2-4 異なる 3 種類の重みを用いた茨城県神栖市,千葉県旭市,千葉県九十九里町,千葉県御宿町での ハザードカーブ比較



図8.5.2-5 異なる3種類の重みを用いた千葉県館山市,千葉県木更津市,千葉県浦安市,東京都大田区,東京都大島町 でのハザードカーブ比較

30



10 東京都新島村

図8.5.2-6 異なる3種類の重みを用いた東京都新島村,東京都三宅村,東京都八丈町でのハザードカーブ比較



図8.5.2-7 異なる3種類の重みを用いた神奈川県横浜市鶴見区,神奈川県三浦市,神奈川県藤沢市,静岡県熱海市, 静岡県下田市でのハザードカーブ比較



18 静岡県西伊豆町

図8.5.2-8 異なる3種類の重みを用いた静岡県西伊豆町,静岡県静岡市清水区,静岡県焼津市でのハザードカーブ比較



図8.5.2-9 異なる3種類の重みを用いた静岡県掛川市,静岡県浜松市西区,愛知県田原市でのハザードカーブ比較



図 8.5.2-10 異なる 3 種類の重みを用いた愛知県豊橋市,愛知県西尾市,愛知県弥富市,愛知県常滑市,三重県津市 でのハザードカーブ比較



図8.5.2-11 異なる3種類の重みを用いた三重県志摩市、三重県尾鷲市、和歌山県新宮市でのハザードカーブ比較



図8.5.2-12 異なる3種類の重みを用いた和歌山県串本町,和歌山県白浜町,和歌山県御坊市でのハザードカーブ比較



図 8.5.2-13 異なる 3 種類の重みを用いた和歌山県和歌山市,大阪府泉南郡田尻町,大阪府大阪市住之江区, 兵庫県神戸市中央区,兵庫県淡路市,徳島県徳島市でのハザードカーブ比較



図8.5.2-14 異なる3種類の重みを用いた徳島県美波町,高知県室戸市,高知県安芸市でのハザードカーブ比較



図8.5.2-15 異なる3種類の重みを用いた高知県高知市,高知県須崎市,高知県黒潮町でのハザードカーブ比較





図 8.5.2-16 異なる 3 種類の重みを用いた高知県土佐清水市,高知県宿毛市,愛媛県宇和島市,愛媛県伊方町での ハザードカーブ比較



図 8.5.2-17 異なる 3 種類の重みを用いた愛媛県松山市,愛媛県新居浜市,香川県高松市,岡山県岡山市東区, 広島県福山市,広島県広島市西区でのハザードカーブ比較



図8.5.2-18 異なる3種類の重みを用いた山口県上関町,山口県山口市,福岡県豊前市,大分県大分市,大分県佐伯市 でのハザードカーブ比較



図8.5.2-19 異なる3種類の重みを用いた宮崎県延岡市,宮崎県高鍋町,宮崎県宮崎市でのハザードカーブ比較



図 8.5.2-20 異なる3種類の重みを用いた鹿児島県志布志市,鹿児島県肝付町,鹿児島県鹿児島市,鹿児島県指宿市, 鹿児島県日置市,鹿児島県薩摩川内市でのハザードカーブ比較



図8.5.2-21 異なる3種類の重みを用いた鹿児島県中種子町,鹿児島県屋久島町でのハザードカーブ比較



図 8.5.2-22 高知県室戸市(No.42)のハザードカーブとその再分解表現. (a)重み I を適用した場合. (b)重み II を適用した場合. (c)重み III を適用した場合.

8.5 異なる重み配分が確率論的津波ハザード評価に与える影響

8.5.3 震源域パターンの傾斜方向の拡がり方および 走向方向の拡がり方と組合せに対する重み配分の 認識論的不確定性の影響

8.5.1 項で述べたように, 8.3.2 項で採用したグルー プIおよびグループIIに対する震源域パターンの傾 斜方向の拡がり方に関する重み配分,

・中部のみ:それ以外=4/5:1/5,

(8.3.2-1 式再掲) ならびに、8.3.3 項で採用した震源域パターンの走 向方向の拡がり方と組合せに関する重み配分。

- グループIの中で、過去に発生した震源域パターン:過去に発生したことが知られていない震源域パターン = 4/5:1/5 (8.3.3.1-1 式再掲)および、
- グループ II の中で、過去に発生した震源域パターンと過去に発生したことが知られていない震源 域パターン = 4/5:1/5 (8.3.3.2-1 式再掲)

は科学的根拠に基づき決められたわけでは無い.こ れらは地震調査委員会(2020)が主観で決めた重み配 分という性格を有している.ここでは、上述した3 つの重み配分ルールをまとめて、今後、「重み1」と 呼ぶ.

本項では、震源域パターンの傾斜方向および走向 方向の拡がり方等に対する重み配分がどのようにハ ザードカーブに影響を与えるか検討するため、表 8.5.3-1に示される「重み2」および「重み3」を仮定し、 それぞれについてハザードカーブを計算、「重み1」 から得られるハザードカーブと比較する.なお、表 8.5.3-1では比較のために「重み1」の条件も掲載する とともに、震源域パターンの走向方向の拡がり方と 組合せに関する重みに関しては、グループIの地震 群とグループIIの地震群を区別することなく記載し ている(グループIの地震群とグループIIの地震群 で、同じ重み配分を設定).また、本項では、震源 域パターンの傾斜方向および走向方向の拡がり方等 に対する重み配分の影響のみを調べるため、8.3節 で説明した他の重み配分は変えていない.

本項で検討する「重み1」,「重み2」および「重み3」 を適用した場合の,9つの地震カテゴリ(8.3.4項)へ の最終的な重み配分を図8.5.3-1~図8.5.3-3に示す. 図 8.5.3-4 ~図 8.5.3-21 に,72 地点のハザード評価標本点それぞれについて,3つの異なる重みを用いて推定された3つのハザードカーブを重ね描きし,比較した.なお,千葉県浦安市(No.7),鹿児島県鹿児島市(No.67),鹿児島県薩摩川内市(No.70)では,いずれの重みを適用した場合でも確率論的に予想される最大水位上昇量が0mを超える30年超過確率が10⁻³を下回っているため,図中にハザードカーブが描画されていない.

震源域パターンの傾斜方向および走向方向の拡が り方等に関する重み配分が変化すると、ハザード カーブにも相応の変化が現れる.共通の傾向として、 最大水位上昇量が小さい領域を除き、ほとんどのハ ザード評価標本点において、「重み2」(「重み3」)の ハザードカーブの30年超過確率は、「重み1」のそ れをいくぶん上回っている(下回っている)ことが観 察できる.ただし、最大水位上昇量が数m以下のもっ とも低い領域では、一部のハザード評価標本点を除 き、3本のハザードカーブの違いはよくわからない 程小さい場合が多い.

表 8.5.3-1 震源域パターンの傾斜方向および走向方向 の拡がり方等に対する重みに関する認識論 的不確定性の影響を調べるために設定した 重み配分

| | 震源域パター の拡がり方に | ンの傾斜方向 関する重み | 震源域パターンの走向方向 の拡がり方と組合せに関す る重み | |
|-------|----------------------------------|----------------------------------|-------------------------------------|---|
| | 中部のみが 破壊する震 源域パター ンの地震群 | 中部以外も 破壊する震 源域パター ンの地震群 | 過去に発生 した震源域 パターンの 地震群 | 過去に発生 したことが 知られてい ない震源 の 地震群 |
| 「重み1」 | 4 / 5 | 1 / 5 | 4 / 5 | 1 / 5 |
| 「重み2」 | 2 / 3 | 1 / 3 | 2 / 3 | 1 / 3 |
| 「重み3」 | 9 / 10 | 1 / 10 | 9 / 10 | 1 / 10 |

「重み1」,「重み2」および「重み3」を適用した場 合に得られる3つのハザードカーブにこのような傾 向が観察される理由は以下のように考察される.

まず,「重み2」(「重み3」)は「重み1」に比べて,

・ 中部のみが破壊する震源域パターンの地震群,

に対する,

・ 中部以外も破壊する震源域パターンの地震群,

の重みが相対的に大きく(小さく)なっている(表 8.5.3-1).

中部以外も破壊する震源域パターンの地震群は, 中部+浅部,中部+深部が破壊する震源域パターン も複数含むため,中部のみが破壊する震源域パター ンを持つ地震群の地震規模よりも相対的に大きな地 震規模,それゆえ大きな津波となる傾向がある.こ のため,「重み2」(「重み3」)を適用したハザードカー ブは,「重み1」を適用したハザードカーブに比べ, 最大水位上昇量が比較的大きい領域で相対的に高い (相対的に低い)30年超過確率を示すと考えられる.

この考察はハザード再分解表現を観察すると概ね 正しいことがわかる.図8.5.3-22に、例として東京 都八丈町(No.12)に「重み1」、「重み2」および「重み3」 を適用した場合に、それぞれ得られる3つのハザー ドカーブの再分解表現を示す.ここで、中部のみが 破壊する地震群と中部以外も破壊する地震群のう ち、重みが比較的大きな以下の地震群に注目する.

- グループIのうち、中部のみが破壊する地震群
 (AB | CD + α)(地震カテゴリー①)、
- グループIのうち、中部以外も破壊する地震群
 (AB | CD + α)(地震カテゴリー③)、
- グループ II のうち、中部のみが破壊する地震群
 (ABCD + α)(地震カテゴリー⑤)、
- グループ II のうち、中部以外も破壊する地震群
 (ABCD + α)(地震カテゴリー⑦)、

図 8.5.3-22 を視察すると, 地震カテゴリー①および⑤に対する 3 つのハザードカーブ(再分解された 要素ハザードカーブ)が示す 30 年超過確率の値は,

「重み2」<「重み1」<「重み3」, の順に大きくなっていることが確認できる.逆に、

地震カテゴリー③および⑦に対するハザードカーブ が示す 30 年超過確率の値は、

「重み3」<「重み1」<「重み2」,

の順に大きくなっていることが確認できる.

すなわち,震源域パターンの走向方向の拡がりお よび組合せが同じ場合,中部以外も破壊する,地震 カテゴリー③および⑦の地震群によるハザードカー ブへの寄与は「重み2」の時に最大となり,「重み1」 の時に中程度,「重み3」の時に最小となる.そして 地震カテゴリー③および⑦のハザードカーブへの寄 与は最大水位上昇量の大きな領域で顕著である.逆 に,震源域パターンの走向方向の拡がりおよび組合 せが同じ場合,中部のみが破壊する,地震カテゴリー ①および⑤の地震群によるハザードカーブへの寄与 は「重み3」の時に最大となり,「重み1」の時に中程 度,「重み2」の時に最小となる.しかし地震カテゴ リー①および⑤の地震群のハザードカーブへの寄与 は最大水位上昇量が数m以下の領域で顕著である が,元来この領域のハザードカーブは精度があまり 無い(8.4.1 項).

8.5 異なる重み配分が確率論的津波ハザード評価に与える影響

なお、「重み1」、「重み2」、「重み3」においては、 最大クラスの地震から構成されるグループ III の地 震群(地震カテゴリー⑨)の、グループI+グループ II の地震群に対する相対的な重みは変化しておら ず、グループ III(地震カテゴリー⑨)は最終的ハザー ドカーブの大小関係に影響を与えていない。



図 8.5.3-1 「重み 1」を適用した 9 つの地震カテゴリ への重みの配分枝図(図 8.3.4-1 再掲).



図 8.5.3-2 「重み 2」を適用した9つの地震カテゴリへの 重みの配分枝図).「重み 1」を適用した枝図 (図 8.5.3-1)と比べて,「傾斜方向」および「走 向方向」の枝で,重み配分が異なっている.



図 8.5.3-3 「重み3」を適用した9つの地震カテゴリへの 重みの配分枝図).「重み1」を適用した枝図 (図 8.5.3-1)および「重み2」を適用した枝図 (図 8.5.3-2)と比べて,「傾斜方向」および「走 向方向」の枝で,重み配分が異なっている.



図8.5.3-4 異なる3種類の重みを用いた茨城県神栖市,千葉県旭市,千葉県九十九里町,千葉県御宿町での ハザードカーブ比較



図8.5.3-5 異なる3種類の重みを用いた千葉県館山市,千葉県木更津市,千葉県浦安市,東京都大田区,東京都大島町 でのハザードカーブ比較



図8.5.3-6 異なる3種類の重みを用いた東京都新島村,東京都三宅村,東京都八丈町でのハザードカーブ比較



図8.5.3-7 異なる3種類の重みを用いた神奈川県横浜市鶴見区,神奈川県三浦市,神奈川県藤沢市,静岡県熱海市, 静岡県下田市でのハザードカーブ比較



図8.5.3-8 異なる3種類の重みを用いた静岡県西伊豆町,静岡県静岡市清水区,静岡県焼津市でのハザードカーブ比較



図8.5.3-9 異なる3種類の重みを用いた静岡県掛川市,静岡県浜松市西区,愛知県田原市でのハザードカーブ比較



図8.5.3-10 異なる3種類の重みを用いた愛知県豊橋市,愛知県西尾市,愛知県弥富市,愛知県常滑市,三重県津市 でのハザードカーブ比較



図8.5.3-11 異なる3種類の重みを用いた三重県志摩市、三重県尾鷲市、和歌山県新宮市でのハザードカーブ比較



図8.5.3-12 異なる3種類の重みを用いた和歌山県串本町,和歌山県白浜町,和歌山県御坊市でのハザードカーブ比較



図 8.5.3-13 異なる 3 種類の重みを用いた和歌山県和歌山市,大阪府泉南郡田尻町,大阪府大阪市住之江区, 兵庫県神戸市中央区,兵庫県淡路市,徳島県徳島市でのハザードカーブ比較


図8.5.3-14 異なる3種類の重みを用いた徳島県美波町,高知県室戸市,高知県安芸市でのハザードカーブ比較



図8.5.3-15 異なる3種類の重みを用いた高知県高知市,高知県須崎市,高知県黒潮町でのハザードカーブ比較



図 8.5.3-16 異なる 3 種類の重みを用いた高知県土佐清水市,高知県宿毛市,愛媛県宇和島市,愛媛県伊方町 でのハザードカーブ比較



図 8.5.3-17 異なる3 種類の重みを用いた愛媛県松山市,愛媛県新居浜市,香川県高松市,岡山県岡山市東区, 広島県福山市,広島県広島市西区でのハザードカーブ比較

研究資料第439号第一部本編 8.5 異なる重み配分が確率論的津波ハザード評価に与える影響



図8.5.3-18 異なる3種類の重みを用いた山口県上関町,山口県山口市,福岡県豊前市,大分県大分市,大分県佐伯市 でのハザードカーブ比較



図8.5.3-19 異なる3種類の重みを用いた宮崎県延岡市,宮崎県高鍋町,宮崎県宮崎市でのハザードカーブ比較

研究資料第439号第一部本編 8.5 異なる重み配分が確率論的津波ハザード評価に与える影響



図8.5.3-20 異なる3種類の重みを用いた鹿児島県志布志市,鹿児島県肝付町,鹿児島県鹿児島市,鹿児島県指宿市, 鹿児島県日置市,鹿児島県薩摩川内市でのハザードカーブ比較



図8.5.3-21 異なる3種類の重みを用いた鹿児島県中種子町,鹿児島県屋久島町でのハザードカーブ比較



図 8.5.3-22 東京都八丈町 (No.12) のハザードカーブとその再分解表現. (a) 重み1を適用した場合. (b) 重み2を適用した場合. (c) 重み3を適用した場合.

8章の参考文献

- 防災科学技術研究所(2012):東日本大震災を踏 まえた地震ハザード評価の改良に向けた検討, 防災科学技術研究所研究資料第379号.(http:// dil-opac.bosai.go.jp/publication/nied_tech_note/か らダウンロード可能)
- 防災科学技術研究所(2015):東日本大震災を 踏まえた地震動ハザード評価の改良,防災科学 技術研究所研究資料 第 399 号.(http://dil-opac. bosai.go.jp/publication/nied_tech_note/からダウン ロード可能)
- 3) 地震調査推進研究本部地震調査委員会(2004): 日向灘および南西諸島海溝周辺の地震活動の 長期評価, https://www.jishin.go.jp/main/chousa/ kaikou_pdf/hyuganada.pdf.
- 4) 地震調査推進研究本部地震調査委員会(2013): 南海トラフの地震活動の長期評価(第二版)につい て, https://www.jishin.go.jp/main/chousa/kaikou_pdf/ nankai_2.pdf.
- 5) 地震調査推進研究本部地震調査委員会(2014): 全国地震動予測地図 2014 年版~全国の地震 動を概観して~, https://www.jishin.go.jp/main/ chousa/14_yosokuchizu/f1.pdf.
- 6) 地震調査推進研究本部地震調査委員会(2020):
 南海トラフで発生する大地震の確率論的津波評価, https://www.jishin.go.jp/main/chousa/20jan_tsunami/nankai_tsunami.pdf.
- 松岡裕美・岡村眞(2011):土佐湾奥部蟹ヶ池の 堆積物中に見られる約2000年前のイベント,地 球惑星科学連合2011年大会,SSS035-P02.
- Shimazaki, K., and Nakata, T. (1980): Time predictable recurrence model for large earthquakes, Geophys.Res.Lett., 7-4, 279-282, https://doi. org/10.1029/GL007i004p00279.

9. 南海トラフ沿いの地震に対する確率論的な津波ハ ザード分布図

8章で実施したハザードカーブの計算を全ハザー ド評価点で行い、その結果を地図上に図化した確率 論的な津波ハザード分布図を作成した. 確率論的な 津波ハザード分布図は、30年超過確率または確率 論的な最大水位上昇量を地図上にプロットした図 に、帯図を加えたものである. なお、帯図とは横軸 にハザード評価点,縦軸に30年超過確率または確 率論的な最大水位上昇量を取ってプロットした図で ある. 確率論的な津波ハザード分布図の作成範囲は, 九州西岸,種子島周辺,瀬戸内海沿岸,鹿児島県佐 多岬から福島県塩屋埼に至る太平洋側沿岸および伊 豆・小笠原諸島周辺とした. 伊豆・小笠原諸島につ いては、島ごとに帯図を作成している. 地図上には 利島、式根島、神津島の島名が示されていないが、 大島と新島の間にあるのが利島, 新島の南西にある のが式根島(隣接しており地図上では分離できてい ない)、式根島の南西にあるのが神津島である、帯 図の横軸(ハザード評価点)の原点は、地図上で島名 から延ばした吹き出し線が島に当たった地点に対応 しており、横軸の増加方向は地図上では時計回り方 向である.本章では、8.5節で検討した重みづけの うち,重み1の場合の結果を例示する.なお、その 他の重みづけについての結果は、DVD 資料5 に収 録した.

9.1 30 年超過確率分布図

本研究資料(第一部本編)における 30 年超過確率 分布図は、今後 30 年以内に南海トラフ沿いで*M* 8 クラスから、*M* 9 を超える最大クラスの地震が発 生し、海岸の最大水位上昇量が 3 m、5 m、10 m、 20 m、40 m以上になる確率(超過確率)(2020 年 1 月 1 日時点)を表したものである(図 9.1-1 ~ 図 9.1-5). 例えば、最大水位上昇量 3 m の 30 年超過確率分布 図は、各ハザード評価点で、今後 30 年間で南海ト ラフ沿いの大地震に伴う最大水位上昇量が 3 m 以上 となる津波に見舞われる確率を表している.なお、 着色していない海岸線は評価対象外であることを示 している.

最大水位上昇量が3m以上になる確率(図9.1-1) は、四国太平洋岸では最大で70%程度、近畿地方 から東海地方の太平洋岸や小笠原諸島の一部におい て60%を超える地点が見られる。南海トラフ沿い の地震の30年発生確率74.3%を考慮すると、南海 トラフ沿いの地震が発生した際にこれらの地域では 海岸の最大水位上昇量が3m以上となる可能性が極 めて高いことを示している.最大水位上昇量が5m 以上になる確率(図 9.1-2)は、四国太平洋岸で最大 50% に達し、近畿地方太平洋岸で最大 40% ~ 50% となっている. また、伊豆半島および小笠原諸島の 一部で最大20%~30%、九州の太平洋岸や伊豆諸 島では最大で10%程度となっている。最大水位上 昇量が10m以上になる確率(図9.1-3)は、四国から 伊豆半島にかけての太平洋岸では概ね10%以下と なる地域がほとんどだが、四国から近畿地方の太平 洋岸の一部では10%から20%となる地域が見られ る. 最大水位上昇量が 20 m 以上になる確率 (図 9.1-4)は、九州の太平洋岸から伊豆諸島にかけて 0.03% 以上となる地域が見られ,四国から東海地方の太平 洋岸や伊豆半島から伊豆諸島などの一部の地域では 0.3% を超えている. 最大水位上昇量が 40 m 以上に なる確率(図 9.1-5)は、四国、伊豆半島、伊豆諸島 など一部の地域で 0.03% を超えている.



図 9.1-1 30 年超過確率分布図. 最大水位上昇量3 m以上.



図 9.1-2 30 年超過確率分布図. 最大水位上昇量5 m以上.



図 9.1-3 30 年超過確率分布図. 最大水位上昇量 10 m以上.



図 9.1-4 30 年超過確率分布図. 最大水位上昇量 20 m以上.



図 9.1-5 30 年超過確率分布図. 最大水位上昇量 40 m以上.

9.2 確率論的な最大水位上昇量分布図

本研究資料(第一部本編)における確率論的な最 大水位上昇量分布図は,今後30年以内に南海トラ フ沿いで大地震が発生し,超過確率が26%,6%, 3%,0.3%,0.03%となる海岸の最大水位上昇量を 表したものである(図9.2-1~図9.2-5).例えば,30 年超過確率26%の最大水位上昇量分布図(図9.2-1) は,各ハザード評価点で,その最大水位上昇量以上 の南海トラフ沿いの大地震に伴う津波に見舞われる 確率が,今後30年間で26%であることを表してい る.なお,着色していない海岸線は評価対象外であ ることを示している.また,各図中に示した帯図(横 軸にハザード評価点,縦軸に最大水位上昇量を取っ てプロットした図)の縦軸の表示範囲は超過確率毎 に異なることに留意されたい.

30 年超過確率が 26% および 6% となる最大水位 上昇量 (図 9.2-1, 図 9.2-2) は,四国の太平洋岸およ び紀伊半島南東岸の方が石廊崎から伊豆半島西岸よ りも大きい傾向が見られる.一方で,30 年超過確率 が 0.3%,0.03% (図 9.2-4 ~ 図 9.2-5) になると石廊崎 から伊豆半島西岸にかけての地域の方が四国の太平 洋岸および紀伊半島南東岸よりも最大水位上昇量が 大きい傾向が見られ,大小関係が逆転している.

30年超過確率が 0.03% の場合 (図 9.2-5) には,四 国太平洋岸,伊豆半島,伊豆諸島の一部で最大水位 上昇量が 50 m 程度となる地点が確認できる.この 確率論的な最大水位上昇量は図 7.4-1 に示した 3,480 種類の全波源断層モデルによる最大水位上昇量の最 大値を上回っている.本研究資料(第一部本編)では, 津波伝播遡上計算結果を平均値として、これに対数 正規分布で表現されたばらつき *σ*計算誤差を与えて津 波ハザードカーブを算出している. 確率論的な最大 水位上昇量が津波伝播遡上計算による最大水位上昇 量を上回るのは $\sigma_{\pm \hat{a} \pm \hat{b}}$ の影響と考えられる.した がって,30年超過確率が0.03%の確率論的な最大 水位上昇量分布に見られる 50 m 程度の値は の計算調差 の値が変わると大きく変化すると考えられる.一方 で,30年超過確率が0.3%以上の場合(図9.2-1~図 9.2-4)には、ハザード評価点毎に、その最大水位上 昇量に概ね対応する特性化波源断層モデルが存在し ていると考えられる.

研究資料第 439 号 第一部 本編 9.2 確率論的な最大水位上昇量分布図



図 9.2-1 確率論的な最大水位上昇量分布図. 30 年超過確率 26%.



図 9.2-2 確率論的な最大水位上昇量分布図. 30 年超過確率 6%.

研究資料第 439 号 第一部 本編 9.2 確率論的な最大水位上昇量分布図



図 9.2-3 確率論的な最大水位上昇量分布図. 30 年超過確率 3%.



図 9.2-4 確率論的な最大水位上昇量分布図.30年超過確率 0.3%.

研究資料第 439 号 第一部 本編 9.2 確率論的な最大水位上昇量分布図



図 9.2-5 確率論的な最大水位上昇量分布図. 30年超過確率 0.03%.

9.3 最大クラスの地震等を考慮した影響

本節では,研究資料第一部本編および付録編に示 した確率論的津波ハザード評価の結果を比較し,最 大クラスの地震等を考慮した影響を確認する.なお, 本節の(1)および(2)で論じる差分(図)は,最大クラ スの地震等を考慮した場合(本編)から,これを考慮 しなかった場合(付録編)を差し引いた値であること に注意されたい.

(1) 30 年超過確率分布

図 9.3-1~ 図 9.3-5 に示した例では、最大クラスの 地震等を考慮した本編の結果の方が、考慮しない付 録編の結果よりも超過確率は大きい. 超過確率の差 は、最大水位上昇量が40mの場合(図9.3-1)は0.1% 以下で足摺岬周辺や伊豆半島周辺を除くとほぼ 0% である.最大水位上昇量が20mの場合(図9.3-2) では足摺岬周辺では1%弱、その他の地域では概ね 0.5%以下となっている. さらに,最大水位上昇量 が10mの場合(図9.3-3)は四国の太平洋岸、紀伊半 島南東岸,伊良湖岬周辺および石廊崎周辺で1%~ 2%の差が見られる. 最大水位上昇量が5m(図9.3-4) では四国から東海地方の太平洋岸、伊豆・小笠原諸 島において最大で2%を超える差が見られ、最大水 位上昇量が3m(図9.3-5)では四国から東海地方の太 平洋岸では最大で2.5%程度,伊豆・小笠原諸島で は最大で4%に達する差が見られる.

最大水位上昇量が3m以上となる30年超過確率 は、最大クラスの地震等の考慮する/しないに依ら ず(すなわち研究資料第一部本編および付録編の双 方において)、最大で70%程度であることを考える と、最大クラスの地震を考慮した影響は限定的であ ると思われる.一方で、定性的には、基準となる最 大水位上昇量が大きいほど、最大クラスの地震等の 考慮が30年超過確率に及ぼす影響は大きい、すな わち30年超過確率は高くなると考えられる.最大 水位上昇量が40mの場合の30年超過確率分布図(図 9.1-5)と超過確率の差分図(図9.3-1)を比較すると、 最大クラスの地震等を考慮した影響が大きいことが わかる.同様の傾向は、最大水位上昇量が20mの 場合についても認められる(図9.1-4 と図9.3-2 の比 較).

(2) 確率論的な最大水位上昇量分布

定性的には 30 年超過確率が小さいほど,最大ク ラスの地震等の考慮が確率論的な最大水位上昇量 (これ以降,特段の必要がない限り最大水位上昇量 と略す)に及ぼす影響は大きい,すなわち最大水位 上昇量は大きくなると考えられる.最大クラスの地 震等を除外した場合との最大水位上昇量の差は,30 年超過確率 26% (図 9.3-6)ではほぼ +0 m から +1 m の範囲に収まっているが,最大クラスの地震等を考 慮した場合の方が最大水位上昇量が小さくなってい る地点が伊良湖岬周辺などごく一部に見られる.こ れは,最大クラスの地震等を評価対象から除外し, 最大クラスの地震等に対して与えられていた発生確 率を残りの地震に配分したことによる影響とも考え られるが,詳細についての検討は今後の課題とした い.

30 年超過確率 6% (図 9.3-7) では +0 m ~ 1.5 m 程 度, 30 年超過確率 3% (図 9.3-8) では +0 m ~ 2.0 m 程度,特に石廊崎から伊豆諸島の一部で 2.0 m 以上, 最大クラスの地震等を考慮した方が大きな最大水位 上昇量となっている.さらに,30 年超過確率 0.3% (図 9.3-9) では四国太平洋岸,石廊崎周辺で最大 9 m 程 度,伊豆諸島で最大 12 m 程度の差があり,0.03% (図 9.3-10) では足摺岬周辺で 25 m 程度,石廊崎周辺で 20 m を超える大きな差が生じている.

(3) まとめ

最大クラスの地震等を考慮した場合(第一部本編) の方が,それを考慮しない場合(第一部付録編)に比 べ,程度の差はあれ,30年超過確率および最大水位 上昇量はどちらも広い範囲の海岸で大きくなること が確認された.また,最大クラスの地震等を加えた 場合の影響は,30年超過確率に対しては基準となる 最大水位上昇量が大きいほど大きく,最大水位上昇 量に対しては30年超過確率が小さいほど大きいこ とがわかった.

ただし,30年超過確率が極端に低い場合あるい は最大水位上昇量が極端に大きい場合は,9.2節で 述べたように,ばらつき σ_{計算誤差}の値が強く影響を 与えていると考えられるため,そのようなケースの 推定値の使用に際しては十分な注意を払う必要があ る.

研究資料第 439 号 第一部 本編 9.3 最大クラスの地震等を考慮した影響







図 9.3-2 最大クラスの地震等を考慮した場合としない場合の30年超過確率の差分.最大水位上昇量20 m以上の場合.

研究資料第 439 号 第一部 本編 9.3 最大クラスの地震等を考慮した影響











図9.3-5 最大クラスの地震等を考慮した場合としない場合の30年超過確率の差分.最大水位上昇量3m以上の場合.



図9.3-6 最大クラスの地震等を考慮した場合としない場合の最大水位上昇量の差分.30年超過確率26%の場合.

研究資料第 439 号 第一部 本編 9.3 最大クラスの地震等を考慮した影響



図 9.3-7 最大クラスの地震等を考慮した場合としない場合の最大水位上昇量の差分.30年超過確率6%の場合.



図9.3-8 最大クラスの地震等を考慮した場合としない場合の最大水位上昇量の差分.30年超過確率3%の場合.



図9.3-9 最大クラスの地震等を考慮した場合としない場合の最大水位上昇量の差分.30年超過確率0.3%の場合.



図 9.3-10 最大クラスの地震等を考慮した場合としない場合の最大水位上昇量の差分.30年超過確率 0.03%の場合.